

盛土等による災害の防止に関する調査

結果報告書

令和8年4月

総務省行政評価局

前 書 き

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害では、上流部の盛土が崩落したことにより、被害の甚大化につながったとされているが、それまで全国の盛土の状況を網羅的に調査した事例はなく、その実態は必ずしも明らかになっていなかった。このため、国は、令和3年8月に全国の都道府県に対し、「盛土による災害防止に向けた総点検」を実施するよう依頼を行い、全国約3.6万か所の盛土を目視等で点検した結果、必要な災害防止措置が確認できなかった盛土等の存在が明らかになり、都道府県に早期の対応を依頼しているものの、その後、現場の改善状況は必ずしも明らかになっていない。

また、国は、危険な盛土等について、これまで土地利用規制に関する各法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していたこと等を踏まえ、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）を抜本的に改正し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）が国土交通省及び農林水産省の共管で制定され、令和5年5月に施行された。

盛土規制法に基づく規制を実効性のあるものとするためには、国及び地方公共団体において、必要な組織体制の構築や連携の強化等を図っていくことが求められる。特に、規制の実施主体である都道府県、指定都市及び中核市においては、盛土等に伴う災害の防止のため、土地利用規制の関係法令を担当する部局や、地域の実情に精通し、機動的な対応が可能である市町村等と連携した上で、危険な盛土等に対し、適切に対応することが求められている。

本調査は、以上の状況を踏まえ、盛土規制法の施行後における既存の盛土等に関する災害リスク情報の把握・共有状況や、危険な盛土等への対応状況、新規の盛土等に対する規制の運用状況等を調査し、規制の運用実態や課題等を明らかにすることにより、国による支援の在り方やその必要性を検討し、都道府県等における効率的かつ効果的な取組を後押しすることを通じて、住民の安心・安全に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 既存盛土等における安全対策の取組	2
(1) 盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）の実施状況	2
(2) 不法・危険盛土等への対応状況	32
2 盛土等工事に対する許可・届出への対応状況	53
(1) 許可工事への対応状況	53
(2) 届出工事への対応状況	61
資料編	65

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）の施行後における既存の盛土等¹に関する災害リスク情報の把握・共有状況や、危険な盛土等への対応状況、新規の盛土等に対する規制の運用状況等を調査し、規制の運用実態や課題等を明らかにすることにより、国による支援の在り方や必要性を検討し、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）等における効率的かつ効果的な取組を後押しすることを通じて、住民の安心・安全に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

国土交通省、農林水産省、環境省

(2) 関連調査等対象機関

実地調査：都道府県（14）、指定都市・中核市（20）、その他市町村（15）

書面調査：都道府県（17）、指定都市・中核市（12）、その他市町村（26）

* 実地調査の対象機関は、令和3年8月に全国で実施された「盛土による災害防止に向けた総点検」（以下「盛土総点検」という。）の結果、「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」として国に報告された盛土（以下「課題盛土」という。）が所在する都道府県の中から抽出して都道府県を選定の上、選定した都道府県内の市町村のうち、課題盛土又は大規模盛土造成地²が所在する2～3の市町村を選定した。

* 書面調査の対象機関は、i) 課題盛土が所在するものの、実地調査の対象としなかった都道府県等（都道府県（17）、指定都市・中核市（7））、ii) 課題盛土の現況等を把握する観点から、都道府県に対する実地調査の補足として、指定都市・中核市（5）、その他市町村（26）を選定した。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（関東、中部、近畿）

行政評価事務所（神奈川、熊本）

4 実施時期

令和7年7月～8年4月

¹ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。

² 盛土造成地のうち、①盛土の面積が3,000㎡以上のもの（谷埋め型）、②原地盤面の勾配が20度以上かつ盛土の高さが5m以上のもの（腹付け型）をいい、農地、森林等の宅地としての土地利用が行われていない土地は含まない。

第2 調査結果

1 既存盛土等における安全対策の取組

(1) 盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）の実施状況

ア 既存盛土等の安全性の把握の取組

【制度の概要】

盛土規制法では、既存盛土等に対する勧告・改善命令³等の事務について、客観的なリスク把握に基づく制度運用が行えるよう、都道府県等において、おおむね5年ごとに、盛土等に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査（以下「既存盛土等調査」という。）を行うこととされている（第4条第1項）。また、都道府県は、既存盛土等調査の結果について、関係市町村長に通知⁴するとともに、公表⁵しなければならないとされている（第4条第2項）。

「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」（令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第650号・5林整治第244号国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長及び林野庁長官連名通知）（以下「技術的助言」という。）の添付資料である「基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）」では、既存盛土等調査は、既存盛土等の分布や安全性の把握を目的として、既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価（以下「優先度評価」という。）、安全性把握調査の順に行い、安全性把握調査と並行して経過観察を行うこととされており、その具体的な手法については、「盛土等の安全対策推進ガイドライン（令和5年5月）」及び「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（令和5年5月）」（以下、当該二つのガイドラインを合わせて「盛土等ガイドライン」という。）等において示されている（表1-(1)-①）。また、調査対象とする盛土等の規模については、「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針」（令和5年5月29日農林水産省、国土交通省告示第5号。以下「基本方針」という。）において、「規制区域⁶内において許可又は届出の必要な盛土等」とされているが、多数存在する盛土等の安全対策を効率良く進める観点から、盛土等ガイドラインでは、一定規模（面積が3,000㎡）以上のものを優先して調査することとされている。さらに、国から都道府県等に対し、初回の既存盛土等調査からおおむね5年後に実施する調査においても、既存盛土等分布調査をはじめとした一連の取組を実施することとし、初回調査で「当面の間対応が不要なもの」や「経過観察を行うもの」と判定した盛土等に対しては、再度の優先度評価を実施する必要はないが、経過観察の結果、新たに変状や湧水等が確認された場合は、安全性把握調査の対象とする旨見解が示されている。

³ 盛土規制法第22条第2項及び第41条第2項に基づく勧告、第23条及び第42条に基づく改善命令

⁴ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第3条第1項では、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならないとされている。

⁵ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第3条第2項では、過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地等を平面図に明示（当該資料について、以下、当該平面図を「既存盛土等マップ」という。）して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとされている。

⁶ 盛土規制法第10条に基づき指定された宅地造成等工事規制区域及び第26条に基づき指定された特定盛土等規制区域をいう。

表 1-(1)-① 既存盛土等調査の各取組段階における取組内容

取組段階	取組内容
既存盛土等分布調査	<p>規制区域内の既存盛土等を抽出するため、基礎資料⁷の収集を行った上で、収集した地形データや衛星データ等を基に、画像の色調や盛土等の造成前後の標高等を比較し、盛土等の抽出・位置の把握を行う。</p>
応急対策の必要性判断	<p>既存盛土等分布調査で把握された盛土等について、公道等からの現地確認等により、応急対策の必要性を判断する。</p> <p>既に崩壊が発生し、又は崩壊し始めている場合は、応急対策が必要な盛土等と判断し、応急対策の実施対象とするほか、崩壊を示唆する変状が認められる場合であっても、降雨等の気象状況や保全対象との離隔の程度等を踏まえ、土地所有者等⁸に対し、対策工事の実施を命ずるいとまがないと想定される場合には、応急対策が必要な盛土等の対象となる。</p>
優先度評価	<p>法令許可等の状況⁹や、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔¹⁰、盛土等の状況¹¹を踏まえ、把握された既存盛土等について、「安全性把握調査が必要なもの」、「経過観察を行うもの」、「当面の間対応が不要なもの」に分類する。具体的には、安全性把握調査や経過観察の実施の要否や対応の優先度をS、A1、A2、A3、B1、B2、C1、C2、Dにより評価し、S～B2を「安全性把握調査が必要なもの」、C1～Dを「経過観察を行うもの」とする。</p>
安全性把握調査	<p>優先度評価において、「安全性把握調査が必要なもの」に分類された盛土等について、地盤調査及び安定計算により安全性を把握する。</p> <p>安全性の把握は、規制区域内の盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する責務を負う土地所有者等が実施すべきものとされている。</p>

⁷ 造成前後の地形データや衛星データ等のほか、既往の調査結果（大規模盛土造成地の調査結果や盛土総点検の点検結果等）や法令許可等の情報

⁸ 土地の所有者、管理者又は占有者のほか、工事主、工事施行者、又は原因行為者

⁹ ①法令等による許可・届出の有無、②法令等による許可等の内容と現地状況の整合性、③災害防止措置の有無を確認することとし、①から③のいずれにも適合し、かつ原地盤の勾配が1/10以下の場合には、「当面の間対応が不要なもの」に分類する。

¹⁰ 谷埋め盛土、腹付け盛土、平地盛土又は切土といった分類ごとに、地形図等により、保全対象との離隔が十分確保されているか確認する。保全対象との離隔が十分確保されていない場合は、現地踏査により盛土等の状況を確認し、保全対象との離隔が十分確保されている場合は、「経過観察を行うもの」に分類する。

¹¹ 現地踏査等により、①盛土、切土及び擁壁の変状の有無、②湧水等の有無、③災害防止措置が不十分か、④盛土下の不安定な土層の有無を確認することとし、①から④のいずれかが認められる場合は、「安全性把握調査が必要なもの」に、①から④のいずれも認められない場合は、「経過観察を行うもの」に分類する。

	<p>ただし、盛土等に伴う災害発生の切迫性や公益性の観点等を総合的に検討し、都道府県等が実施することも考えられる¹²。</p>										
経過観察	<p>優先度評価において、「経過観察を行うもの」に分類された盛土等について、新たな変状や湧水等の発見及び災害防止措置の形状・構造の変化の把握を目的として、現地確認により、対象となる盛土等の経過観察を実施する。</p> <p>また、安全性把握調査が必要と判断された盛土等についても、調査やその後の対策の実施までの間に経過観察を行うことも考えられ、優先度評価において変状や湧水等が確認された場合は、特に当該変状や湧水等の経時変化を踏まえ、進行性があるか観察する。</p> <p>経過観察の頻度・方法は下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先度評価による優先度ランク</th> <th>頻度</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 1～A 3、 B 1、B 2</td> <td>おおむね 1年に1回</td> <td>立入りし、近接目視による現地確認を基本とする。可能な場合は、公道等からの現地確認でもよく、確認が困難な場合は、ドローン、リモートセンシング技術の活用による観察も検討する。</td> </tr> <tr> <td>C 1、C 2</td> <td rowspan="2">おおむね 5年に1回</td> <td rowspan="2">公道等からの現地確認を基本とする。確認が困難な場合は、現地立入りによる確認やドローン、リモートセンシング技術の活用による観察も検討する。</td> </tr> <tr> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	優先度評価による優先度ランク	頻度	方法	A 1～A 3、 B 1、B 2	おおむね 1年に1回	立入りし、近接目視による現地確認を基本とする。可能な場合は、公道等からの現地確認でもよく、確認が困難な場合は、ドローン、リモートセンシング技術の活用による観察も検討する。	C 1、C 2	おおむね 5年に1回	公道等からの現地確認を基本とする。確認が困難な場合は、現地立入りによる確認やドローン、リモートセンシング技術の活用による観察も検討する。	D
優先度評価による優先度ランク	頻度	方法									
A 1～A 3、 B 1、B 2	おおむね 1年に1回	立入りし、近接目視による現地確認を基本とする。可能な場合は、公道等からの現地確認でもよく、確認が困難な場合は、ドローン、リモートセンシング技術の活用による観察も検討する。									
C 1、C 2	おおむね 5年に1回	公道等からの現地確認を基本とする。確認が困難な場合は、現地立入りによる確認やドローン、リモートセンシング技術の活用による観察も検討する。									
D											

(注) 基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）、盛土等ガイドライン等に基づき、当省が作成した。

¹² 例えば、優先度評価において、危険性が切迫していると判断されるもの（優先度区分S・A1）や、谷埋め盛土で下流の保全対象が多く、被害規模が大きいと想定されるもの等が挙げられ、責任の所在や実現性も考慮して判断することが重要であるとされている。

【調査結果】

今回、既存盛土等の安全性の把握の取組について、国における都道府県等に対する支援状況と、都道府県等における既存盛土等調査の取組状況を調査した結果は以下のとおりである。

(7) 国における都道府県等に対する支援や取組の把握状況

既存盛土等の安全性の把握の取組について、国土交通省及び農林水産省における都道府県等に対する支援状況を確認したところ、都道府県等が実施する既存盛土等調査に対し、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の「都市防災推進事業¹³」や、農山漁村地域整備交付金の「盛土緊急対策事業」により財政支援を行っているほか、「盛土規制法の施行状況調査」等の実施により、都道府県等における盛土規制法の運用状況等を把握するとともに、令和6年度からは「盛土規制法に関する個別相談会」を随時開催し、都道府県等に対する助言等の支援を行っている状況がみられた。

さらに、4 地方整備局（関東、中部、近畿、九州）における都道府県等に対する助言等の支援状況を調査したところ、都道府県等に近い立場から、盛土規制法の運用に係る各種照会への対応を行っているほか、独自の取組として、管内都道府県等の取組状況の共有や意見交換を行う場の提供を行っている状況がみられた（表1-(1)-②）。

表1-(1)-② 地方整備局における取組状況

地方整備局	取組内容
関東	盛土規制法の成立後、管内の都道府県等からの書面による照会に対し、本省とも連携しながら、必要な助言等を実施しており、令和7年度からは、照会内容及び回答を管内都道府県等に共有することで、都道府県等が抱える課題や解決策の横展開を図っている。
中部	管内の都道府県等における盛土規制法の施行・運用状況、個別の不法盛土等 ¹⁴ への対応状況等について、各機関の取組の情報共有・意見交換を図ることにより、関係機関相互の緊密な連携・協力、盛土規制法に関する取組が推進されることを目的として、「盛土による災害防止のための中部連絡調整会議」を設置している。 当会議については、令和4年以降、7回開催しており、盛土規制法の施行に向けた説明、都道府県等における組織体制の検討状況、規制区域の指定に向けた検討状況等を議題としてきているが、今後、既存盛土等調査の進捗状況に応じて、取組段階ごとに情報共有・意見交換を行っていく予定としている。

¹³ 地方公共団体が実施する既存盛土等調査の取組等に対し、その費用の1/3を補助。後述の農山漁村地域整備交付金の「盛土緊急対策事業」も同じ。

¹⁴ 不法盛土等とは、盛土規制法に基づく許可の対象であり、盛土規制法に基づく技術的基準や手続に違反のある盛土等をいう。

近畿	<p>令和6年度から、管内都道府県等を対象に「連絡会」を開催し、先進事例の紹介・共有を行っている。</p> <p>また、管内都道府県等から質問事項を募った上で、その他都道府県等における取組状況をアンケートにより把握し、回答結果を取りまとめ、管内都道府県等にフィードバックする取組を行っており、今後も継続的に行っていく予定としている。</p>
九州	<p>管内都道府県等の部長級職員を構成員とする「九州ブロック盛土等による災害防止のための連絡会議」や、同会議に都道府県等の課長級職員を対象とした「幹事会」を設置し、関係機関が相互に情報交換を行うとともに、都道府県等からの意見を把握する場として活用している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

しかしながら、一部の都道府県等からは、地方整備局に対し、取組を実施する中で直面している課題について個別具体的な照会をしているものの、一般的・普遍的な回答しか得られないことが多い上、回答に時間を要することもあることから、例えば、定期的に都道府県等間で情報共有できる場の提供や、より踏み込んだ解決策の提示等、課題の解決に資するような支援を行ってほしいとの意見があった。

(4) 都道府県等における取組状況

実地調査の対象とした34都道府県等（14都道府県20市）（以下、本調査において調査対象とした都道府県については「県」、市町村については「市」と表記する。）における既存盛土等調査の進捗状況を確認したところ、5割以上の都道府県等が既存盛土等分布調査を実施済みである一方、盛土規制法の運用を開始して間もない都道府県等が多いことから、優先度評価まで実施済みの都道府県等は一部に限られていた（表1-(1)-③）。

表1-(1)-③ 34都道府県等（14県20市）における既存盛土等調査の進捗状況

(単位：都道府県等)

既存盛土等調査における取組段階	実地調査の対象のうち、各取組段階の前段階の取組が実施済みとなった都道府県等数	(内訳) 進捗状況別		
		未着手	実施中	実施済み
既存盛土等分布調査	—	3	12	19
応急対策の必要性判断	19	2	9	8
優先度評価	8	1	5	2
安全性把握調査	2	2	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 応急対策の必要性判断が「未着手」、「実施中」、「実施済み」の都道府県等は、既存盛土等分布調査が「実施済み」の19都道府県等の内数である。

3 優先度評価が「未着手」、「実施中」、「実施済み」の都道府県等は、応急対策の必要性判断が「実施済み」の8都道府県等の内数である。

中でも優先度評価については、応急対策の必要性判断が実施済みとなっている8都道府県等（1県7市）のうち2都道府県等（2市）が実施済み、5都道府県等（1県4市）が実施中となっているが、このうち、「安全性把握調査が必要なもの」に分類された盛土等が存在する3都道府県等（3市）について、安全性把握調査に向けた取組状況を確認したところ、安全性把握調査の実施主体は、原則、土地所有者等であるが、費用負担等の理由により、土地所有者等の理解が得られず、安全性把握調査が進捗していない例がみられた（事例1-(1)-①）。

なお、既存盛土等調査における一連の取組の中で、安全性把握調査及び経過観察に着手している都道府県等は確認できなかった。今後、進捗に応じて、順次実施されていくことが想定される。

事例1-(1)-① 安全性把握調査の実施における土地所有者等との対応に苦慮している主な例

No.	事例の概要
1	<p>保全対象を多く有する都市計画区域に存在する盛土等の優先度評価を実施した結果、41 か所（うちA 2ランク：3か所、B 1ランク：4か所、B 2ランク：34 か所）が「安全性把握調査が必要なもの」に分類されたことから、登記簿に記載された土地所有者約 400 人に対し、盛土規制法第 22 条第 2 項（土地の保全等）に基づく勧告を実施¹⁵した結果、対象の土地所有者から、「突然、数千万円規模の調査の実施を求められても対応できない」や「初代の土地所有者から代が替わっており、当該土地を相続した相続人同士が顔も連絡先も知らない状況の中で、どのように話し合えばよいのか」等の問合せが 100 件以上も寄せられ、その対応に追われており、安全性把握調査の実施が必要となる全 41 か所の調査に向けた調整は事実上困難な状況である。（市）</p>
2	<p>優先度評価を実施した結果、16 か所（うちA 2ランク：8か所、A 3ランク：1か所、B 2ランク：7か所）が「安全性把握調査が必要なもの」に分類され、盛土等ガイドラインに基づき、土地所有者等に対し、安全性把握調査の実施を依頼する方向で検討を進めているが、全国的にも先例がない中で、該当盛土等が直ちに危険であるという前提でもないにもかかわらず、土地所有者等の自己負担により、安全性把握調査の実施を依頼することになるため、どのように理解・納得をしてもらうか、依頼の仕方や説明に苦慮している。（市）</p>

（注）当省の調査結果による。

¹⁵ 具体的には、土地所有者に対し、安全性把握調査を実施の上、実施結果を市に報告するよう依頼する文書を送付している。

また、実地調査の対象とした34都道府県等（14県20市）に加え、書面調査の対象とした24都道府県等（17県7市）¹⁶に対し、国に対する既存盛土等調査に係る意見・要望を聴取したところ、以下のとおりであった¹⁷。

① 既存盛土等分布調査

当該調査の実施においては、多大な予算・労力を伴うものであることから、おおむね5年後に向けて、都道府県等の負担軽減や効率的な実施に向けた具体的な方針・方向性の提示等を求める意見・要望があった（表1-(1)-④）。

表1-(1)-④ おおむね5年後に実施する既存盛土等調査に対する主な意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	<p>次回の既存盛土等分布調査においては、主に、今回の同調査以降に造成された、無許可・無届の不法盛土等が対象になると考えられ、今回と同じ調査を再度実施する必要性はないのではないかと考えられるが、どのような方向性で実施すべきか、都道府県等の取組実態を踏まえ、具体的な方針・方向性を示してほしい。（2県2市）</p>
2	<p>既存盛土等調査の実施は財政的な負担が大きいため、おおむね5年ごとに実施することについて、費用対効果が見合わないと感じている。例えば、既存盛土等分布調査については、スケールメリットをいかし、都道府県単位で実施し、管内指定都市・中核市において面積割合で費用を按分するなどの取組を実施している都道府県もあると聞くが、財政的な負担軽減の観点から、国から、上記進め方の周知・推進をするなど、既存盛土等調査の効率的な実施に向けた検討を行ってほしい。（1県2市）</p>

（注）当省の調査結果による。

② 応急対策の必要性判断

応急対策の必要性を判断する際、判断基準が不明確、又は構造物に対する応急対策の実施方法が不明等の理由により、取組に苦慮している状況がみられ、判断する基準の明確化や、構造物に対する応急対策の実施方法の提示を求める意見・要望があった（表1-(1)-⑤）。

¹⁶ 書面調査は、都道府県（17）、指定都市・中核市（12）、その他市町村（26）を対象としているが、今回の調査では、このうち、課題盛土が所在するものの、実地調査の対象としなかった都道府県等（都道府県（17）、指定都市・中核市（7））に対し、国に対する意見・要望を聴取した。

¹⁷ その他、本調査において得られた国に対する既存盛土等調査に係る意見・要望については、資料1-(1)-①に整理した。

表 1-(1)-⑤ 応急対策の必要性判断の実施における意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	盛土等ガイドラインにおいて、「応急対策が必要な盛土等の例」が示されているが、定量的な判断基準（例：〇cm以上の陥没がある場合、崩壊していると判断する等）を設定し、より明確に示してほしい。（市）
2	応急対策の必要性を判断する際、変状の程度の評価は対応者のスキルや経験に基づき判断せざるを得ず、バラつきが発生するおそれがあることから、定量的な判断基準を示してほしい。（市）
3	盛土等については、安定計算による安全率の算出により、安全性を定量的に把握可能であるが、構造物（擁壁等）に対する応急対策については、どのような対策が考えられるのか判断がつかないため、有効な対策例を示してほしい。（市）

（注）当省の調査結果による。

③ 安全性把握調査

当該調査の実施については、主に、土地所有者等との関係で円滑に進まないことを懸念して、優先的に安全性把握調査を実施すべき盛土等の選定や、土地所有者等による安全性把握調査の実施に係る負担軽減策の検討、土地所有者の特定に必要な確認作業の効率化等を求める意見・要望があった（表 1-(1)-⑥）。

表 1-(1)-⑥ 安全性把握調査の円滑な実施に向けた主な意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	安全性把握調査の実施は、多くの土地所有者にとって、費用負担の面や他の土地所有者等との調整面で現実的に困難である。実施主体を原則土地所有者等とする現在の方針の実現可能性は極めて低いと考えられるため、例えば、災害発生の切迫性や公益性の観点等を総合的に検討し、都道府県等が実施することも可能とされる盛土等のみ、安全性把握調査の対象を絞るか、土地所有者等を対象とした予算補助制度を創設するなど、実現可能性の高い方針に転換すべきではないか。（市）
2	盛土等ガイドラインでは、優先度評価による幅広い優先度ランクの既存盛土等において安全性把握調査が必要とされていることから、多数の盛土等が調査対象となることが想定されるが、1か所当たりに要する費用が大きく、調査の実施は容易ではないため、大規模盛土造成地と同様に、優先して安全性把握調査を実施すべき盛土等を抽出するためのフローを示してほしい。（市）
3	大規模盛土造成地に対する第二次スクリーニング ¹⁸ を行う際、その周囲に既存盛土等がある場合は安全性把握調査を一体として行い、大規模盛土造成地に対する第二次スクリーニングに含める形で土地所有者等の負担が生じることなく、都道府県等の負担により調査を実施することが

¹⁸ 現地調査及び安定計算により、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出することを目的として行うもの

	<p>可能であるが、大規模盛土造成地の周辺に位置していない既存盛土等に関しては、災害発生の切迫性や公共性の観点から、都道府県等が安全性把握調査を実施することとならない限り土地所有者等が自己負担しなければならず、土地の場所によって自己負担の有無が異なることになり、公平性が担保できず、土地所有者等から理解が得られないのではないかと危惧している。既存盛土等についても、大規模盛土造成地と同様に、土地所有者等の自己負担が生じない仕組みとしてほしい。（市）</p>
4	<p>安全性把握調査は、原則、土地所有者等が実施することとされているが、個人の土地所有者等にとっては、現実的に、数百万円から数千万円に及ぶ調査費用の負担が大きい。また、調査の結果、土地の保全等のための勧告を行う必要がある場合、「盛土等の状況」（災害発生のおそれ）や「人的被害のおそれ」（公益性）を踏まえて判断することになる。こうした場合、一定の公益性が認められることから、盛土規制法に基づく規制区域の指定前に工事着手され、土地利用規制に係る関係法令への違反の事実がない既存盛土等については、民間が実施主体となる場合においても、補助事業を活用できるようにしてほしい。（県）</p>
5	<p>優先度評価の結果、土地所有者等が安全性把握調査や対策工事を実施するに当たり、財政的な支援措置を講ずること、又は既存の支援制度が活用できる場合は、当該支援制度について周知してほしい。（県）</p>
6	<p>土地所有者等に対し、安全性把握調査の実施を依頼する際、土地所有者が不明である場合や、土地所有者が多数存在する場合など、土地所有者の特定に時間を要することが想定される。その場合、市町村の固定資産課税台帳の閲覧が最も合理的かつ効率的な手段だと考えられるが、盛土規制法には、都道府県が市町村の同台帳を閲覧できる権限が定められていない。</p> <p>他方、森林法（昭和26年法律第249号）では、都道府県が森林所有者等の情報を市町村に求めることができる旨規定¹⁹されていることから、盛土規制法にも、同様の規定を設ける必要があるのではないかと。（県）</p>

（注）当省の調査結果による。

④ 経過観察

今回の調査において、経過観察に着手している都道府県等は確認できなかったが、対象盛土数が今後も増加し続けることを懸念して、実施基準の見直しや、効率的な実施に向けた方向性の提示など、都道府県等における負担軽減の観点から、経過観察の在り方の検討を求める意見・要望があった（表1-(1)-⑦）。

¹⁹ 森林法第191条の2第2項では、都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができることとされている。

表 1-(1)-⑦ 経過観察の在り方や効率的・効果的な実施に向けた主な意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	<p>経過観察の対象数が今後も増加することが懸念される中で、効率的に経過観察を実施するために、例えば、造成年代の古い盛土や面積が大きい盛土など、滑動崩落の危険性が比較的高いことが見込まれる盛土については、優先的に経過観察を実施することとする一方で、複数年において変状等が確認されない場合は、経過観察の実施頻度を減らす、又は経過観察の実施を見送るなど、優先順位を付けた経過観察の実施方針を示してほしい。</p> <p>また、先進技術の活用など、効率的かつ効果的に経過観察を実施している都道府県等の先進的な取組事例を示してほしい。（3県）</p>
2	<p>経過観察の対象盛土数が多い都道府県等にとって、盛土等ガイドラインで示されている頻度により経過観察を実施することは予算・体制面ともに困難であるため、例えば、経過観察の実施頻度を5年に1回から10年に1回に見直すなど、負担軽減策を示してほしい。（県）</p>
3	<p>予算・体制面の負担が大きいことから、都道府県等の負担を勘案した上で、経過観察の実施範囲の限定・明確化や効率的に実施するための方向性を提示してほしい。（市）</p>

(注) 当省の調査結果による。

イ 大規模盛土造成地の安全対策の取組

【制度の概要】

平成7年の兵庫県南部地震や平成16年の新潟県中越地震における多くの滑動崩落被害を契機として、平成18年に宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）が改正され、崩落等の危険のある大規模盛土造成地を造成宅地防災区域として都道府県等が指定し、宅地所有者等に必要な勧告・命令を行うことができることとされた。

これを受け、国土交通省では、造成宅地防災区域の指定等に必要の変動予測調査²⁰や滑動崩落防止工事²¹に際して地方公共団体を支援する「宅地耐震化推進事業²²」を創設するとともに、同事業に対応する調査手法を示した「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」（平成18年9月）や「宅地耐震工法選定ガイドライン」（平成24年4月）を策定し、地方公共団体が行う大規模盛土造成地の安全対策を推進してきた。ところが、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震において、多数の甚大な宅地被害が発生したことを受け、今後発生が予想される首都直下地震や南海トラフ地震等の大地震においても同様の被害が想定されることから、これらガイドラインを改定し、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン（平成27年5月）」及び「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月）」（以下、当該二つのガイドラインを合わせて「大規模盛土造成地ガイドライン」という。）として取りまとめ、これにより、大規模盛土造成地の安全対策の更なる推進を図ってきた。

その中で、大規模盛土造成地の安全対策の取組は、「面的に行う滑動崩落対策」と「個々の宅地で行う耐震対策」に大別され、「面的に行う滑動崩落対策」は公共施設等を含む地域コミュニティの保全が目的であり、一定の公共性を有することから、地方公共団体は、地域全体の防災意識の向上を図り、宅地所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、宅地所有者と共同して「面的に行う滑動崩落対策」を実施することとされている。

これら安全対策の具体的な手順等は、大規模盛土造成地ガイドラインや「大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」（令和5年12月国土交通省策定。以下「経過観察マニュアル」という。）等に基づき、次のとおり示されている。

(7) 具体的な手順

① 第一次スクリーニング²³

地方公共団体における具体的な安全対策として、まず、調査対象地域の設定と盛土造成地の位置・規模の把握を行い、大規模盛土造成地を抽出した上で、大規模盛土造成地マップの作成・公表を行うこととされている。

大規模盛土造成地マップは、これまでの大規模地震発生時に滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえ、宅地造成に伴う災害に対する住民等の理解を深め、災害の防止のために必要な規制を行うこと等を目的として、今

²⁰ 大地震等が発生した場合に滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の抽出や抽出した大規模盛土造成地を反映したマップの作成、安全性把握のための調査をいう。

²¹ 大地震等における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するために行われる工事をいう。

²² 大規模盛土造成地を反映したマップの作成や大規模盛土造成地の安全性把握のための調査等に要する費用の1/3を補助するほか、滑動崩落防止工事のための設計及び同工事に要する費用の1/4を補助するもの

²³ 令和2年3月までに、全ての市区町村（992市区町村）で完了

後、安全性を確認すべき大規模盛土造成地を示したものである。この点、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年）、熊本地震（平成 28 年）及び北海道胆振東部地震（平成 30 年）等により盛土造成地で宅地被害が多数発生したことを踏まえ、以降の取り組むべき宅地防災対策の方向性を打ち出した「大規模盛土造成地防災対策検討会報告」（令和 2 年 3 月令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会²⁴）では、大規模盛土造成地の事前の安全対策を推進するための出発点として、同マップの情報を広く共有することが必要である旨記載されるとともに、同マップは、継続的な更新により正確性の維持・向上が求められるものであり、現地踏査の結果、より正確な情報が得られた場合や、新たな造成行為が行われた場合等においては、更新を検討することが必要であるとされている。

また、令和 6 年 4 月に国土交通省から都道府県等に対し発出されている通知²⁵では、大規模盛土造成地の安全性確保のための事前対策について、引き続き取組を依頼するとともに、大規模盛土造成地マップについて、現地踏査等により新たな情報・知見が得られた場合、更新を行い、正確性の維持・向上に努めるよう求めている。

②-1 第二次スクリーニング計画の作成²⁶

次に、第二次スクリーニングを計画的に進めるため、第二次スクリーニング計画の作成を行い、大規模盛土造成地ごとに、安全対策を実施すべき相対的な優先度を判断することとされている。

第二次スクリーニング計画の作成に当たっては、i) 第一次スクリーニングで収集した基礎資料等の情報を整理し、造成年代等を把握する、ii) 盛土及び擁壁の形状と構造、宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無、地下水の有無、盛土下の不安定な土層の有無等を現地にて目視等で調査することにより、把握した結果を基に、優先度ランクを A 1～A 4（優先度「高」）、B 1～B 4（優先度「中」）、C（優先度「低」）と設定することとされている。

なお、現地踏査や簡易な地盤調査等の結果から、滑動崩落が生じるおそれが小さいと判断される大規模盛土造成地は、学識経験者の意見等を踏まえて、以降の第二次スクリーニングの必要性を判断してもよいが、必要性の有無は、第二次スクリーニングを先行して実施した地区の安定計算等の結果を踏まえて、必要に応じ見直しを行うこととされている。

²⁴ 国土交通省都市局都市安全課を事務局とし、大学教授等を構成員とした有識者会議

²⁵ 「今後の宅地・盛土防災対策の推進について（通知）」（令和 6 年 4 月 1 日付け国土交通省大臣官房参事官（宅地・盛土防災担当）事務連絡）

²⁶ 令和 7 年 3 月時点で第二次スクリーニング計画の作成に係る現地踏査等に着手済みの市区町村は 98.3%（975 市区町村）、完了している市区町村は 96.5%（957 市区町村）

②-2 第二次スクリーニングの実施²⁷

第二次スクリーニング計画に基づき、大規模盛土造成地における滑動崩落のおそれを確認するため、地盤調査及び安定計算を行い、その結果から、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地を抽出し、滑動崩落防止工事の実施を検討することとされている。

第二次スクリーニングは、大規模盛土造成地の安全性を判断するものであり、計画的に安全性把握を進めていくことが、住民の安心を確保していくために必要である。このため、前述の検討会報告では、これらの安全性把握の推進に当たっては、地域の実情を踏まえて取り組むことを基本としつつも、早急に安全性の確認が必要な盛土の特定など、今後の対応の方向性について、国が具体的な取組方向を示しながら目標値を設定することが重要であり、取組の進捗管理については、都道府県が情報を集約し、取組状況を公表するとともに、技術的な支援も含め、市町村が事業計画の目標を達成できるよう取り組むべきであるとされている。

また、同検討会報告を踏まえ、大規模盛土造成地が多数存在するなど、第二次スクリーニングが完了するまでに相当な期間や多大な費用を要する場合の対応として、令和2年3月に国土交通省から地方公共団体に対し、大規模盛土造成地ガイドラインの補足として、「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」が示された。具体的には、早期に第二次スクリーニングを実施すべき優先度の高い盛土を選定し、それ以外は当面の間、経過観察を行い、異常が認められた場合には、改めて第二次スクリーニング実施の必要性を検討することとされている。

②-3 経過観察

経過観察マニュアルでは、第二次スクリーニング計画に基づき、経過観察を実施する頻度レベルを設定の上、経過観察を実施することとされている（表1-(1)-⑧）。

表1-(1)-⑧ 経過観察の実施頻度、実施方法

優先度 ランク	頻度レベル	方法
A1～A4、 B1	高：1年に1回	新たな変状・湧水の発見や、過去に確認された変状・湧水の経時変化、盛土及び擁壁の形状と構造の変化を確認する（第二次スクリーニング計画における現地踏査に相当する。）。
B2～B4、 C	中：5年に1回	

(注) 経過観察マニュアルに基づき、当省が作成した。

²⁷ 令和7年3月時点で第二次スクリーニングに着手済みの市区町村は40.1%（398市区町村）、完了している市区町村は28.6%（284市区町村）。なお、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日）における中長期目標では、第二次スクリーニングに着手した市区町村の割合を令和7年度に60%、12年度に100%とする目標が掲げられている。

経過観察の実施主体は地方公共団体を基本とするが、実施が困難な場合は、民間団体等に委託することも可能であるとされているほか、「防災安全パトロール」等の一環として、住民が日常的・定期的な確認等を行うことにより、変状・湧水の早期発見、地域の宅地防災に関する理解・意識の向上が期待でき、変化があれば情報提供されるような体制を整えることが有効であるとされている。

また、経過観察の対象は、区域内に多数の盛土が存在する場合の全ての大規模盛土造成地（第二次スクリーニングによる安全性の確認が完了した大規模盛土造成地を除く。）とされている。なお、経過観察マニュアルでは、第二次スクリーニングによる安全性の確認が完了した大規模盛土造成地について、経過観察の実施対象外としつつも、「その時点における安全性は確保されていると判断されるが、安全性維持の観点から、安全率の余裕度等に応じた継続的な安全性確認をすることが望ましい」として、以下の考え方を示している。

- i) 第二次スクリーニングによる安全性の確認が完了した大規模盛土造成地については、経過観察を「中」又は「高」のいずれかの頻度レベルで実施
- ii) 学識経験者の意見等を踏まえ、第二次スクリーニングの必要がないと判断された大規模盛土造成地については、経過観察を「中」に準じた頻度レベルで実施

なお、経過観察マニュアルと同等以上の効果が期待されると判断できる場合には、地方公共団体が独自の方法による経過観察を行うことは差し支えないこととされている。

③ 滑動崩落防止工事²⁸

最後に、第二次スクリーニングを実施した結果を整理し、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地を抽出した上で、盛土上及び盛土周辺の相当数の住宅に危害を及ぼすおそれ大きいと判断された場合は、造成宅地防災区域の指定、又は盛土規制法に基づく勧告を行うことにより、予防対策となる滑動崩落防止工事の実施を検討することとされている²⁹。なお、滑動崩落防止工事の実施に当たっては、地域住民に対して、造成宅地防災区域等の範囲や予防対策の概要、スケジュール、地方公共団体との費用負担の割合等について説明した上で、住民の意向も確認する必要があるとされている。

(4) 盛土規制法施行後における大規模盛土造成地の安全対策

このように、大規模盛土造成地の安全対策は、地方公共団体において、大規模盛土造成地ガイドライン等に基づき、盛土規制法施行前から進められてきたが、盛土規制法施行後、大規模盛土造成地は、定義上、既存盛土等に含まれることと

²⁸ 令和7年3月時点で滑動崩落防止工事を実施している市区町村は10地区（7市1町）

²⁹ 「宅地耐震化推進事業」の要件として、造成宅地防災区域の指定、又は盛土規制法に基づく勧告がなされた区域であることとされている。

され、国から都道府県等に対し、盛土規制法に基づく既存盛土等調査には、大規模盛土造成地のスクリーニング調査も含まれることから、従前から実施されてきたスクリーニング調査は、既存盛土等調査の一環として、盛土規制法に基づいた調査との位置付けになる旨見解が示されている。つまり、大規模盛土造成地の安全対策の取組は、法令上、既存盛土等調査と同様に、都道府県等が実施主体となることとされたが、これら取組への市町村の関わり方については、これまでの経緯も踏まえ、今後も都道府県と市町村で適切な役割分担の下進めることが想定されている。また、市町村が実施したスクリーニング調査の結果をもって、都道府県が実施する既存盛土等調査の結果として活用することが可能とされている。

なお、盛土規制法施行前に抽出された大規模盛土造成地のスクリーニング調査を含む安全対策については、当面の間、大規模盛土造成地ガイドラインを参照し、既存盛土等調査を通じて新たに抽出される大規模盛土造成地の安全対策は、盛土等ガイドラインを参照することとされているが、大規模盛土造成地ガイドラインは、今後、各都道府県等における取組の進捗状況等を踏まえて廃止され、盛土等ガイドラインに統一することが想定されている。

【調査結果】

地方公共団体における大規模盛土造成地の安全対策については、前述のとおり、都道府県と市町村の間で適切な役割分担の下進めるとされていることを踏まえ、実地調査の対象とした 14 県における両者の役割分担の状況を確認したところ、以下のとおりであった。なお、14 県に所在する指定都市・中核市（本調査の対象は計 20 市）については、全て当該市が主体的に安全対策を実施することとしていた。

また、11 県（以下①及び②）において、主体的に安全対策を実施することとしている市町村に所在する大規模盛土造成地については、盛土規制法の運用開始³⁰前から、当該市町村が主体的に実施してきた経緯があることから、県が実施する既存盛土等調査の対象とせず、当該市町村が引き続き安全対策を実施することとしていた。

- ① 9 県については、大規模盛土造成地が所在する管内全ての市町村（指定都市・中核市を除き、本調査の対象は計 10 市）が主体的に安全対策を実施
- ② 2 県については、大規模盛土造成地が所在する管内市町村のうち一部市町村（指定都市・中核市を除き、本調査の対象は計 2 市）のみ主体的に安全対策を実施し、それ以外の市町村に所在する大規模盛土造成地は、県が主体的に安全対策を実施
- ③ 3 県については、管内市町村に所在する大規模盛土造成地について、県が主体的に安全対策を実施

これを踏まえ、本調査においては、国における地方公共団体に対する支援状況及び都道府県における市町村に対する支援状況に加え、実地調査の対象とした 49 地方公共団体（14 県 35 市）のうち、大規模盛土造成地の安全対策を主体的に実施している

³⁰ 都道府県等において、規制区域を指定・公示することにより、運用が開始される。

37 地方公共団体（5 県 32 市³¹）を対象に、大規模盛土造成地の安全対策の取組状況を調査した。

(7) 国における地方公共団体に対する支援や取組の把握状況

国土交通省における地方公共団体に対する支援状況を確認したところ、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の「宅地耐震化推進事業」により、地方公共団体が実施する大規模盛土造成地の変動予測調査費や滑動崩落防止工事の設計費・工事費に対する財政的な支援を行うとともに、毎年度、地方公共団体における第二次スクリーニング計画の作成及び第二次スクリーニングの進捗状況や、経過観察を実施中の盛土数の確認等を行っていた。また、地方公共団体における大規模盛土造成地の安全対策の実施状況について、取組段階ごとの進捗状況を取りまとめ、毎年度公表している。

(イ) 都道府県における市町村に対する支援や取組の把握状況

市町村が主体的に安全対策を行っている 11 県における市町村に対する支援状況を確認したところ、学識経験者の意見等を踏まえ、効率的かつ効果的に安全対策を進めていくことができるように、県が有識者会議を設置し、市町村は現地踏査等を実施した結果を当該有識者会議に諮ることにより、県内で統一的な考え方・基準により、安全対策を進めることとしている例や、管内市町村から、第二次スクリーニング計画や経過観察結果等を記録した「宅地カルテ」を共有してもらい、取組内容を把握することとしている例がみられたが、その他の県においては、国土交通省が地方公共団体に対して実施する毎年度の調査時に進捗状況を確認する、又は補助事業の活用に係る取りまとめの実施により管内市町村における取組の進捗状況を確認するにとどまるなど、具体的な取組状況の把握を含め、積極的な支援を行っている県は一部であった。

(ウ) 地方公共団体における取組状況

大規模盛土造成地の安全対策を主体的に実施している 37 地方公共団体（5 県 32 市）に対し、取組の進捗状況を確認したところ、全ての地方公共団体が第一次スクリーニングを実施済みであり、このうち 32 地方公共団体（3 県 29 市）が第二次スクリーニング計画を作成済み、さらに当該 32 地方公共団体（3 県 29 市）のうち 20 地方公共団体（2 県 18 市）が第二次スクリーニングに着手済みとなっていた。

また、第二次スクリーニング計画を作成済みの 32 地方公共団体（3 県 29 市）のうち経過観察の実施実績があるものは、13 地方公共団体（2 県 11 市）³²であった。

なお、第二次スクリーニングに着手済みの 20 地方公共団体（2 県 18 市）のうち、スクリーニング結果を踏まえ、滑動崩落防止工事の実施に至った地方公共団体はみられなかった（表 1-(1)-⑨）。

³¹ 32 市の内訳は、指定都市 12、中核市 8、その他市 12

³² 経過観察マニュアルに基づき定期的に経過観察を実施している地方公共団体のほか、独自の基準により経過観察を実施している地方公共団体も含む。

表 1-(1)-⑨ 地方公共団体における大規模盛土造成地の安全対策の取組状況

(単位：地方公共団体)

大規模盛土造成地の安全対策の取組段階	該当する 地方公共団体数
① 第一次スクリーニングを実施済み	37 (5 県 32 市)
②-1 ①のうち、第二次スクリーニング計画を作成済み	32 (3 県 29 市)
②-2 ②-1のうち第二次スクリーニングに着手済み	20 (2 県 18 市)
②-3 ②-1のうち、経過観察の実施実績あり	13 (2 県 11 市)
③ ②-2のうち、滑動崩落防止工事の実施実績あり	0

(注) 当省の調査結果による。

上記を踏まえ、地方公共団体における大規模盛土造成地の安全対策の取組状況について、取組段階ごとに詳細を確認した結果は次のとおりである。

① 第一次スクリーニング（大規模盛土造成地マップの更新状況）

37 地方公共団体（5 県 32 市）について、大規模盛土造成地マップの作成・公表以降の更新状況を確認したところ、一部地方公共団体において、第一次スクリーニング時点から大規模盛土造成地に関する情報の更新があったにもかかわらず、更新するタイミングが分からない、又は更新する必要性を感じていないなどとして、大規模盛土造成地マップの更新を行っていない状況がみられた（事例 1-(1)-②）。

事例 1-(1)-② 大規模盛土造成地マップの更新を行っていない例

No.	事例の概要
1	大規模盛土造成地マップの公表後、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可等により、毎年 1～2 件は大規模盛土造成地に該当する盛土が新規に造成されているが、更新する必要があるのか、また、更新するタイミングも分からず、これまで大規模盛土造成地マップを更新できていない。（市）
2	市において大規模盛土造成地マップを作成・公表しているが、同マップの更新に当たり、更新又は新たに掲載すべき盛土の基準が分からず、国・県から更新すべき情報の案内もないとの認識である。また、更新する必要があるとしても、更新するタイミングが分からないことや、予算の確保等の観点から、同マップの運用が難しいと感じている。（市）
3	県が第一次スクリーニングを実施し、大規模盛土造成地マップを作成・公表後、各市町村において、現地に即した第二次スクリーニング計画を作成する手順としている。 県としては、一部の市町村から県に対し、大規模盛土造成地に該当しないと判断された盛土について情報提供されていることを踏まえ、計画作成後に各市町村から提供された資料を精査することにより大規模盛土造成地マップを更新することは可能であるものの、市町村における今後の第二次スクリーニングの具体的な実施方針等の全容を把握した上で更

	新する予定としている中、市町村によってはマンパワーの不足や財政事情から、今後の方針等が定まっておらず、全容を把握できる状況ではないことから、約3年間、県の大規模盛土造成地マップを更新していない(県)
--	---

(注) 当省の調査結果による。

他方、地方公共団体の中には、大規模盛土造成地マップを作成・公表後、第二次スクリーニング計画作成のための現地踏査等の実施結果を踏まえ、大規模盛土造成地に係る情報の補正を行い、大規模盛土造成地マップの更新を行っている例や、第二次スクリーニングの結果を踏まえ、大規模盛土造成地マップに追記・更新している例など、適時・適切に大規模盛土造成地マップの更新を行っている状況もみられた。

前述アのとおり、現在、多くの都道府県等において、盛土規制法に基づく既存盛土等調査を実施中又は実施済みの状況であり、その中で、新たに大規模盛土造成地に該当する盛土が発見された例もみられたが、このような場合、都道府県等の中には、大規模盛土造成地マップは更新せず、既存盛土等マップに反映させることとし、一つのマップ上で公表すると住民の混乱を招くおそれがあるなどとして、両者を別々に運用・公表することとしている(予定を含む。)状況がみられた(表1-(1)-⑩)。また、その際、両者が掲載されているウェブページのリンク先の相互掲載等にとどめる予定としている状況もみられた。

他方、盛土等ガイドラインでは、既存盛土等の中に大規模盛土造成地も含まれる旨記載されていること等を踏まえ、既存盛土等マップの中に、大規模盛土造成地マップの情報も反映し、全ての既存盛土等の情報を一体的に公表している例もみられ、住民の利便性の観点からは有用であると考えられる。

表1-(1)-⑩ 既存盛土等マップと大規模盛土造成地マップを別々に運用・公表する主な理由

No.	理由の概要
1	両者の調査時点が異なっていることから、現況が異なっている可能性があるものを一つのマップ上で公表すると住民の誤解を招くおそれがあるため。(県)
2	大規模盛土造成地については、既に第二次スクリーニングを実施している箇所もあるなど、安全性を確認する取組が収束に向かっている一方で、既存盛土等については、今後新たに安全性を確認する取組を進めているところである。実施段階が異なる2つの調査を同じマップで公表することは市民の混乱を招くおそれがあるため、当面は別々に運用・公開するが、同じ盛土に関する調査結果をそれぞれ運用・公開することは複雑かつ非効率であることから、将来的には同じマップに統合したい。(市)

3	既存盛土等と大規模盛土造成地では、それぞれ異なる国庫補助事業が適用されており、両者を混在して管理した場合、どちらの事業を適用するか混乱を招くおそれがあり、管理の容易さを優先したため。（市）
---	--

(注) 当省の調査結果による。

②-1 第二次スクリーニング計画の作成状況

37 地方公共団体（5 県 32 市）について、第二次スクリーニング計画の作成状況を確認したところ、32 地方公共団体（3 県 29 市）において、第二次スクリーニング計画を作成済みとなっていた。

第二次スクリーニング計画を作成していない5 地方公共団体（2 県 3 市）のうち2 地方公共団体（1 県 1 市）は、調査時点において作成中、3 地方公共団体（1 県 2 市）は、外部有識者の意見等を踏まえ、第二次スクリーニングの実施は不要と判断している、又は既に第二次スクリーニングを実施済みであることを理由として、作成する予定がないとしている（表 1-(1)-⑩）。

表 1-(1)-⑩ 第二次スクリーニング計画を作成する予定がない理由

No.	理由の概要
1	外部有識者の意見又は簡易地盤調査の結果を踏まえ、第二次スクリーニングの実施は不要と判断しているため。（1 県 1 市）
2	大規模盛土造成地の安全対策に関する取組が開始された当初、「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に基づき、第一次スクリーニングで抽出された大規模盛土造成地について、既に第二次スクリーニングを実施済みであるため。（市）

(注) 当省の調査結果による。

②-2 第二次スクリーニングの実施状況

第二次スクリーニング計画を作成済みの 32 地方公共団体（3 県 29 市）について、第二次スクリーニングの実施状況を確認したところ、20 地方公共団体（2 県 18 市）において、第二次スクリーニングに着手済みとなっていた。

第二次スクリーニングに着手していない 12 地方公共団体（1 県 11 市）のうち1 地方公共団体（市）は、令和 7 年度中に「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」に基づき調査予定³³、1 地方公共団体（市）は令和 8 年度以降に着手予定、3 地方公共団体（3 市³⁴）は既存盛土等調査における安全性把握調査と一体的に進めていく方針であるため、既存盛土等調査の進捗に応じて着手予定としている。一方で、7 地方公共団体（1 県 6 市）は、早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土が存在、又は滑動崩落防止工事が必要とされた場合の進め方に関する知見の不足等により未着手、又は当面着手する予定がないとしている（表 1-(1)-⑪）。

³³ 同市においては、令和 7 年 11 月に調査を実施しており、その結果を踏まえ、経過観察を実施することとしている。

³⁴ いずれも指定都市又は中核市

表 1-(1)-⑫ 第二次スクリーニングに着手していない、又は当面着手予定がない主な理由

No.	理由の概要
1	「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」に基づき、第二次スクリーニング計画を作成した結果、早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土が不存在であるとの結果が得られたため。（1県2市）
2	業者委託により第二次スクリーニング計画を作成した結果、第二次スクリーニングを実施すべき盛土が不存在であるとの結果が得られたため。（2市）
3	第二次スクリーニング計画を作成後、毎年度、経過観察マニュアルに基づき、盛土の経過観察を実施しており、舗装、擁壁等のひび割れの拡大等の変状がないことから、早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土はないと判断している。（市）
4	第二次スクリーニングを実施した結果、滑動崩落防止工事が必要であると判明した場合、宅地所有者との負担割合をどのように考えるべきか、又は宅地所有者の合意をどのように得ていくか等の知見が不足しており、今後の見通しを立てることが困難であることから、財政部局等からの理解が得られず、着手できていない。円滑に第二次スクリーニング等を進めていくために、他市町村の先進事例を参考にしたい。（市）

(注) 当省の調査結果による。

②-3 経過観察の実施状況

第二次スクリーニング計画を作成済みの 32 地方公共団体（3 県 29 市）について、経過観察の実施状況を確認したところ、19 地方公共団体（1 県 18 市）において、大規模盛土造成地の安全対策に関する取組は終了したものと認識しており、経過観察の必要性を認識していない、又は国・県から具体的な指示がなく、どのように着手すればよいか分からないなどとして、これまで一度も経過観察を実施していない状況がみられた（事例 1-(1)-③）。

事例 1-(1)-③ 経過観察を実施していない主な例

No.	事例の概要
1	国から、「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」や経過観察マニュアルが示される以前に、第二次スクリーニング計画に基づき、第二次スクリーニングを実施、又は第二次スクリーニングは不要と判断するなどの対応を行っており、その結果をもって、大規模盛土造成地の安全対策に関する取組は終了したものと認識していることから、それ以降、第二次スクリーニング計画上の優先度ランク等にかかわらず、経過観察の必要性を認識しておらず、これまで一度も実施していない。（4 市）

2	第二次スクリーニング計画を作成するために、業者への委託により現地踏査を実施した結果、7か所について、第二次スクリーニングの優先度は低いものの「経過観察が必要」とされているが、国又は県から具体的な実施指示もなく、どのように着手すればよいか分からないため実施していない。なお、経過観察マニュアルの存在も把握していない。(市)
3	大規模盛土造成地に変状等があれば、周辺住民から通報があることを前提とし、通報があった場合に、現地確認を実施の上、必要な対応を検討することとしていることから、行政が主体となり、定期的な経過観察を行う予定はない。なお、住民に対し、明示的な経過観察の依頼等は特に行っていない。(2市)
4	経過観察マニュアルでは、原則、全ての大規模盛土造成地について経過観察を実施することとされている。大規模地震等が発生した際は、人命に関わるため、全ての大規模盛土造成地について定期的に経過観察を実施すべきと認識しているものの、体制的に困難であり、どのように進めていくべきか方針が定まっていない。(市)
5	早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の選定や、選定された盛土に対する第二次スクリーニングの実施を優先的に実施しており、これまで経過観察の実施には至っていない、又は目視によるパトロール等を行っているが、計画的に行っているものではなく、経過観察マニュアルに基づく盛土や擁壁等の変状確認を行うまでには至っていない。(3市)
6	現状、経過観察の頻度の設定や、それに基づく経過観察を実施していないが、既存盛土等調査においても同様に求められている経過観察と大規模盛土造成地の経過観察の実施方法に大きな違いはないと考えているため、今後、既存盛土等調査の枠組みの中で新たに把握した既存盛土等と一体的に、整合性を図るかたちで、経過観察の実施方法等の検討を行っていく方針としている。(5市)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の事例に該当する地方公共団体あり。

3 No. 6 の事例は、いずれも指定都市又は中核市

また、地方公共団体の中には、独自の基準により、一部の大規模盛土造成地のみ経過観察を実施している場合もあるが、体制的に実施が困難であるとして、滑動崩落防止工事の実施が必要とされた盛土の経過観察が実施されていない例があった(事例1-(1)-④)。

事例1-(1)-④ 滑動崩落防止工事が必要とされた盛土の経過観察が実施されていない例

事例の概要
大規模盛土造成地の全てについて経過観察を実施するのは、体制的に困難であるため、滑動崩落防止工事が必要とされた盛土(7か所)のうち、

近隣に保全対象が存在する盛土（4か所）のみ実施することとしている。
（市）

（注）当省の調査結果による。

なお、上記 32 地方公共団体（3 県 29 市）のほか、第二次スクリーニング計画を作成する予定はないとしている 3 地方公共団体（1 県 2 市）についても、経過観察の実施状況を確認したところ、区域内の大規模盛土造成地の安全性の確認が完了していることを理由として、これまで一度も実施されていなかった。

他方、これまで経過観察の実施実績がないものの、令和 7 年度以降、新たな変状等の迅速な発見・対応が行えるように、行政による点検に加え、地域住民への協力を求めることとしている例がみられた（事例 1-(1)-⑤）。

事例 1-(1)-⑤ 行政による点検に加え、地域住民への協力を求めることとしている例

事例の概要

第二次スクリーニングを実施した大規模盛土造成地（7か所）について、実施結果を地域住民に周知する際に、併せて、各大規模盛土造成地における経過観察の目安や変状のチェックポイントを写真等により分かりやすく示すことにより、住民の防災意識を高めるとともに、新たな変状等の迅速な発見・対応が行えるよう、住民への協力も求めることとしている。

（市）

（滑動崩落を示唆する変状の例）



水平方向に連続する擁壁のひび割れ



上下に連続する擁壁のひび割れ



のり面のハラミ 擁壁のズレ



擁壁のハラミ ブロックの脱落

（注）当省の調査結果による。

このほか、経過観察の実施実績がある 13 地方公共団体（2 県 11 市）のうち 4 地方公共団体（4 市）においては、大規模地震等の災害を見据え、経過観察の未実施により深刻な変状等を見逃してしまうリスクを懸念し、経過観察マニュアルに基づき、計画的に経過観察を実施している例がみられた（事例 1-(1)-⑥）。

事例 1-(1)-⑥ 国の経過観察マニュアルに基づき、経過観察を実施している主な例

事例の概要	
	<p>市内に存在する大規模盛土造成地（672 か所）のうち、経過観察マニュアルにおいて 1 年に 1 回、経過観察を実施することとされている大規模盛土造成地（18 か所）について、毎年、雨期の前に経過観察が完了できるように、4 月から 6 月の期間に、職員 5 人で計画的に実施することとしている。なお、その他の大規模盛土造成地については、対象数が多いため、外部委託等の手段も検討しつつ、令和 11 年度を目途として実施する予定としている。（市）</p>

（注）当省の調査結果による。

また、経過観察マニュアルに基づく経過観察は予算・体制面から困難としているものの、独自の経過観察頻度レベルを設定し、限られたリソースの中で、可能な限りの対応をしている例もみられた（事例 1-(1)-⑦）。

事例 1-(1)-⑦ 独自の経過観察の基準を設定し、経過観察を実施している例

No.	事例の概要
1	<p>市内には多数の大規模盛土造成地が存在しており、経過観察マニュアルに基づき経過観察を実施することは、予算・体制面から困難であることから、市独自の経過観察頻度レベルを設定し、第二次スクリーニングの予定箇所及び湧水の変化の観察が必要な箇所について、経過観察の頻度レベルを「高」とし、1 年に 1 回の経過観察を実施している。経過観察の頻度レベルを「中」と設定したものは、現地踏査等により 5 年に 1 回の経過観察を実施している。</p> <p>また、経過観察マニュアルにおいて、優先度ランクの設定などの際に用いられる点検項目である「構造、変状の有無」、「地下水の有無」、「不安定土層の有無」、「造成年代」のうち全てが「無」とされた箇所については、経過観察の頻度レベルを「低」と設定し、住民通報や災害等の異常時のみ対応することとしている。（市）</p>
2	<p>第二次スクリーニング計画では、B 2 ランク以下の大規模盛土造成地のみ存在している状況であるが、このうち 1 か所について第二次スクリーニングを実施している。その他の大規模盛土造成地について、有識者と相談の上、独自の「経過観察実施マニュアル」を作成し、B ランク：3～4 年に 1 回、C ランク：5 年に 1 回の頻度で</p>

	経過観察を実施することとし、計画的に実施するため、毎年度 10 か所程度ずつ、経過観察を行い変状の有無等を確認することとしている。(市)
--	--

(注) 当省の調査結果による。

③ 滑動崩落防止工事の実施状況

第二次スクリーニングに着手済みの 20 地方公共団体（2 県 18 市）のうち滑動崩落防止工事の実施が必要とされた大規模盛土造成地が所在している 2 地方公共団体（1 県 1 市）について、滑動崩落防止工事の進捗状況を確認したところ、いずれも、宅地所有者の意見集約が困難であるなどとして、第二次スクリーニング終了後 1 年半から 2 年以上も工事に着手できておらず、今後、どのように対応していくべきか、取組に苦慮している状況がみられた（事例 1-(1)-⑧）。

事例 1-(1)-⑧ 滑動崩落防止工事の実施に苦慮している例

No.	事例の概要
1	第二次スクリーニングの対象とした 23 か所のうち 11 か所について第二次スクリーニングを実施したところ、このうち 7 か所について滑動崩落防止工事が必要とされたが、市における財政負担や、宅地所有者との負担割合の検討・調整が進んでおらず、第二次スクリーニング終了後 2 年以上経過してしまっている箇所もある。(市)
2	第二次スクリーニングを実施した結果、滑動崩落防止工事が必要とされた大規模盛土造成地が 2 か所存在しているが、いずれも第二次スクリーニング終了後、1 年半程度経過している。工事に対する費用負担のための宅地所有者の意見集約が困難な状況にあるが、公費支出には慎重な検討が必要であることから、対応に苦慮している。(県)

(注) 当省の調査結果による。

また、大規模盛土造成地の安全対策を主体的に実施している 37 地方公共団体（5 県 32 市）に対し、第二次スクリーニング、経過観察及び滑動崩落防止工事の取組に関する課題、意見・要望等を聴取したところ、以下のとおりであった。

① 第二次スクリーニング

第二次スクリーニングの実施については、更なる促進策が必要とする意見や、市町村が実施しなければならない法的根拠がない中で取組に苦慮しているとの意見があった（表 1-(1)-⑬）。

表 1-(1)-⑬ 第二次スクリーニングの実施に対する意見

No.	意見の概要
1	市町村公共施設や住宅地の大規模盛土造成地については、地域住民や宅地所有者、市町村道等の公共施設管理者等との調整が必要になることから、市町村が実施主体となって住民合意等を得ながら第二次スクリーニングを実施することが合理的であるため、該当市町村が主体となって

	<p>実施することについて協議を行っているが、予算等の理由から進んでいない。</p> <p>今後、既存盛土等調査により、安全性を把握すべき盛土等の対象箇所数がさらに増えることが想定されるため、国は第二次スクリーニングの実施の更なる促進策を検討する必要がある。(県)</p>
2	<p>盛土規制法に基づく既存盛土等調査の事業主体は都道府県であるが、盛土規制法施行以前から実施している大規模盛土造成地の変動予測調査等の事業主体は、市町村も含めた「地方公共団体等」とされている。</p> <p>盛土規制法施行後においても、第二次スクリーニングの実施等については、市町村において実施するスキームで進めているが、市町村にとっては、既存盛土等調査として都道府県が実施することもできることから、市町村が実施しなければならないとする法的根拠がなく、事業予算の確保や、その説明に苦慮しているとみられる。(県)</p>

(注) 当省の調査結果による。

② 経過観察

経過観察の実施については、対象盛土数が多く負担も大きいことから、地方公共団体の負担軽減につながる実施方法の提示や、効率的かつ効果的な実施方法の共有など、経過観察の在り方等に関する意見・要望があった(表1-(1)-⑭)。

表1-(1)-⑭ 経過観察の在り方や効率的・効果的な実施に向けた主な意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	<p>効率的に経過観察を実施するために、例えば、造成年代の古い盛土や面積が大きい盛土など、比較的滑動崩落の危険性が高いことが見込まれる盛土については、優先的に経過観察を実施することとする一方で、複数年において変状等が見られない場合は、経過観察の実施頻度を減らす、又は経過観察の実施を見送るなど、優先順位を付けた経過観察の実施方針を示してほしい。(2市)</p>
2	<p>経過観察の対象盛土の数が多く、地方公共団体にとって予算・体制面ともに負担が大きいため、1年に1回、又は5年に1回の実施頻度とするものの妥当性の再検討や、経過観察の実施主体を宅地所有者等とするなどの負担軽減策を示してほしい。(1県3市)</p>
3	<p>予算・体制面の負担が大きいため、都道府県等の負担を勘案した上で、経過観察の実施範囲の限定・明確化や効率的な実施を行うための方向性を提示してほしい。(再掲) (市)</p>
4	<p>経過観察の効率的な実施に向けて、AIなどの先進的な技術を活用して経過観察を実施した地方公共団体の取組事例を共有してほしい。(市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

③ 滑動崩落防止工事

当該工事については、公費支出の検討を含め、宅地所有者の意見集約が容易ではないことから、他の地方公共団体における詳細な取組事例の共有が有用とする意見のほか、第二次スクリーニングを実施していく中で、滑動崩落防止工事の実施に向けた懸念や意見・要望があった（表 1-(1)-⑮）。

表 1-(1)-⑮ 滑動崩落防止工事の実施に向けた懸念、主な意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	第二次スクリーニングを実施した結果、滑動崩落防止工事が必要であると判明した場合、宅地所有者との負担割合をどのように考えるべきか、又は宅地所有者の合意をどのように得ていくか等の知見が不足しており、今後の見通しを立てることが困難であることから、財政部局等からの理解が得られず、着手できていない。円滑に第二次スクリーニング等を進めていくために、他市町村の先進事例を参考にしたい。（再掲） （市）
2	現在、第二次スクリーニングを実施中であるが、仮に、滑動崩落防止工事が必要となった場合、市と自治会（宅地所有者）の負担割合をどうするか、滑動崩落防止工事を実施した後の工作物（擁壁・アンカー等）の維持管理をどうするかなど、市の方針は定まっておらず、不安を抱えている。（市）
3	宅地所有者が滑動崩落防止工事の費用を負担するに当たって、工事が必要な箇所上に宅地がある一部の者の負担とするか、工事が必要な盛土上に宅地がある全ての者の負担とするか悩ましい。（2市）
4	大規模盛土造成地の宅地耐震化推進事業費は公費であり、民有地の工事に公費を投入することについて、工事実施地域以外の住民から苦情が寄せられないか懸念している。（市）

（注）当省の調査結果による。

ウ 今後に向けた取組について

【まとめ】

(7) 「ア 既存盛土等の安全性の把握の取組」について

都道府県等においては、盛土規制法に基づき、既存盛土等に対する勧告・改善命令等の事務について、客観的なリスク把握による制度運用が行えるよう、既存盛土等調査を実施していくこととされているが、現状、盛土規制法の運用が開始されたばかりであり、取組事例の蓄積がない中で、既存盛土等調査の各段階において、苦慮しながら取り組んでいる状況がみられた。

既存盛土等調査については、盛土規制法に基づき、おおむね5年ごとに実施することとされており、その実施内容について、国から都道府県等に対し、既存盛土等分布調査をはじめとした一連の取組を実施する旨見解が示されているものの、その実施方針に不明確な部分があることから、都道府県等からは、効率的かつ効果的な実施に向けた具体的な方針や方向性の提示等を求める意見・要望があった。

また、応急対策の必要性判断については、一部の都道府県等において、当該判断に係る基準の明確化等を求める意見・要望があったほか、経過観察については、既存盛土等分布調査において多数の既存盛土等が把握され、今後、盛土等工事に対する許可、又は届出の受理等に伴い、経過観察の対象盛土数が増加し続けることから、都道府県等における負担軽減の観点から、経過観察の在り方の検討を求める意見・要望があった。

さらに、安全性把握調査については、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する責務を負う土地の所有者等が実施すべきものであるが、既存盛土等調査が進捗している一部の都道府県等においては、その費用負担等を理由に、土地所有者等の理解を得ることに苦慮している状況がみられた。安全性把握調査が進まない中で、仮に豪雨や大地震が発生した場合、盛土等に伴う災害発生が懸念されることから、その改善方策として、土地所有者等の負担軽減や、安全性把握調査の対象とする盛土等の範囲の絞り込みの検討を求める意見・要望が多数あったほか、土地所有者等の探索や特定に時間を要することを懸念する意見・要望もあった。

これらは、今後、全国的に既存盛土等調査が進捗していくに当たり、多くの都道府県等が直面する共通の課題であると考えられる。特に、安全性把握調査については、都道府県等において、土地所有者等との対応に苦慮している状況がみられることから、国は、都道府県等における取組実態や課題を把握し、安全性把握調査が円滑に進むよう支援を行う必要があると考えられる。

(4) 「イ 大規模盛土造成地の安全対策の取組」について

① 大規模盛土造成地マップについては、現地踏査等により新たな情報・知見が得られた場合、更新を行い、正確性の維持・向上に努めることが求められるが、第一次スクリーニング時点から大規模盛土造成地に関する情報の更新があったにもかかわらず、一部の地方公共団体において、大規模盛土造成地マップの更新が行われていない状況がみられた。

同時に、都道府県等においては、現在、盛土規制法に基づき、既存盛土等調査を実施しているところであり、調査で把握した既存盛土等の位置情報を公表している、又は今後公表することが想定されるが、大規模盛土造成地マップと

一体的に公表することとしている都道府県等が一部みられたものの、両者を切り離して公表することとしている都道府県等もみられたことから、大規模盛土造成地マップには、既存盛土等調査で新たに把握された大規模盛土造成地に係る最新の情報が反映されないまま放置されてしまうおそれがある。

また、大規模盛土造成地の安全対策は、多くの都道府県において、盛土規制法が施行される前から市町村が主体的に実施してきたことを理由として、盛土規制法施行前に抽出された大規模盛土造成地に関する具体的な取組状況を把握していないことから、都道府県において、既存盛土等の位置情報を公表するに当たり、当該大規模盛土造成地に関する情報が一体的に情報発信されないおそれがある。大規模盛土造成地の安全対策は、盛土規制法に基づく既存盛土等調査の一環として、盛土規制法に基づく調査として位置付けられ、市町村が実施したスクリーニング調査の結果をもって、都道府県等が実施する既存盛土等調査の結果として活用することが可能とされていることから、都道府県等においては、大規模盛土造成地に関する情報も含め、一体的に既存盛土等の情報を公表することが求められ、これは、利用者の利便性の観点からも、地域内に存在する盛土等を一覧で把握することができることから、「住民等の防災意識の向上」に資するものと考えられる。

- ② 経過観察については、全ての大規模盛土造成地（第二次スクリーニングによる安全性の確認が完了した大規模盛土造成地を除く。）を対象に、その災害リスクの程度に応じて定期的実施することとされているが、多くの地方公共団体において、必要性を認識していない、実施方法が分からない、住民通報があった場合のみ対応するとして行政主体で実施していないなど、国が示す経過観察マニュアルに基づいた対応が行われていないほか、体制上困難等の理由により、これまで一度も実施されていない状況がみられた。また、地方公共団体の独自の基準により、一部の大規模盛土造成地のみ経過観察を実施している場合においても、滑動崩落防止工事の実施が必要とされた盛土の経過観察が実施されていない例など、経過観察マニュアルに照らして、十分とはいえない状況がみられた。そのほか、有識者等の意見を踏まえ第二次スクリーニングの実施は不要と判断している、又は既に第二次スクリーニングを実施済みとしている地方公共団体については、区域内の大規模盛土造成地の安全性の確認が完了したとして、経過観察が実施されていない状況もみられた。

盛土規制法の施行に伴い、多くの指定都市・中核市においては、現在実施中の既存盛土等調査を契機として、今後、区域内の大規模盛土造成地についても、既存盛土等調査の枠組みの中で、新たに把握した既存盛土等と一体的に、整合性を図るかたちで、経過観察の実施方法等の検討を行っていく方針としていることから、大規模盛土造成地に対する経過観察の取組についても、今後、その方針の下で確実に実施されていくことが期待される。

一方、指定都市・中核市以外の市町村においては、都道府県が既存盛土等調査の実施主体とされているが、前述のとおり、大規模盛土造成地の安全対策は、多くの都道府県において、盛土規制法が施行される前から市町村が主体的に実施してきたことを理由として、大規模盛土造成地に関する詳細情報を把握しておらず、市町村に対して、経過観察に係る積極的な支援も行われていないこと

から、経過観察の実施方法や実施体制の確保に課題を抱える多くの市町村においては、今後も経過観察の実施、又は実施に係る検討が進捗しないおそれがある。このため、大規模盛土造成地の安全対策は、盛土規制法に基づく既存盛土等調査の一環として、盛土規制法に基づく調査として位置付けられたことも踏まえ、盛土規制法施行後も引き続き、市町村が主体的に安全対策を実施する場合においても経過観察が進捗するように、都道府県と市町村の間で、経過観察の実施方法や実施体制等に関する情報の共有を図るなど、連携した取組が有効であると考えられる。

また、地方公共団体においては、経過観察の負担軽減の観点から、国に対して、経過観察の在り方の再検討を求める意見や、効率的かつ効果的に経過観察を実施している地方公共団体の取組事例の共有を求める意見・要望が多数あった。この点、今回の調査では、地方公共団体の中には、経過観察マニュアルに基づき、計画的に経過観察を実施している例や、行政による点検に加え、地域住民への協力も求めることとしている例、実態に即した独自の経過観察頻度レベルを設定している例など、限られたリソースの中で工夫して取り組んでいる状況もみられた。

今後、既存盛土等の増加に伴い、経過観察の対象となる盛土等が増加し続けることが想定され、経過観察の適切な実施は、多くの地方公共団体が直面する共通の課題であると考えられることから、国は、地方公共団体における取組実態や課題を把握し、経過観察の確実な実施に向けて、支援を行う必要があると考えられる。

- ③ 滑動崩落防止工事については、地方公共団体において、事前対策として実施している事例の蓄積が少ない中、宅地所有者との負担割合の調整に苦慮している状況や、具体的な進め方に見通しが立てられず、第二次スクリーニング自体が実施できていない状況もみられた。

今後、第二次スクリーニングの実施率の向上に伴い、滑動崩落防止工事が必要とされる大規模盛土造成地の増加が想定され、滑動崩落防止工事の円滑な実施は、多くの地方公共団体が直面する共通の課題であると考えられることから、国は、地方公共団体における取組実態や課題を把握し、滑動崩落防止工事に関する事業を実施する際の留意事項等について情報提供するなど必要な支援を行い、速やかに取組を進捗させていく必要があると考えられる。

【所見】

国土交通省及び農林水産省は、大規模盛土造成地を含む既存盛土等に伴う災害防止に係る取組を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県等が実施する既存盛土等調査の取組を推進するため、都道府県等に対し、以下の措置を講ずること。
- i) 安全性把握調査の円滑な実施に向けて、都道府県等における取組実態や課題を把握し、必要な支援を引き続き行うこと。

ii) 次回の既存盛土等調査の円滑な実施に向けて、調査対象とする盛土等の範囲や優先度など、効率的かつ効果的な取組手法を示すこと。

② 都道府県又は市町村が実施する大規模盛土造成地の安全対策を推進するため、以下の措置を講ずること。

i) 区域内に所在する盛土等情報の正確性の維持や住民等の利便性向上を図る観点から、都道府県等に対し、既存盛土等調査の結果と大規模盛土造成地に関する情報を照らし合わせ、大規模盛土造成地も含め、既存盛土等に関する情報を一体的に発信するよう促すこと。

ii) 都道府県及び市町村に対し、大規模盛土造成地に係る経過観察の意義・目的や必要性を改めて周知するとともに、各取組の進捗状況を確認する機会等を通じて、経過観察の取組実態や課題を把握し、必要な支援を行うこと。

また、都道府県に対しては、管内市町村が大規模盛土造成地の安全対策を主体的に実施することとしている場合であっても、経過観察の実施に課題を抱える市町村との間で、実施方法や実施体制等に関する情報共有を図るなど、連携した取組を行うよう促すこと。

iii) 滑動崩落防止工事の速やかな着手に向けて、市町村等に対し、取組の進捗状況を確認する機会等を通じて、その取組実態や課題を把握し、必要な支援を行うこと。

(2) 不法・危険盛土等への対応状況

ア 不法・危険盛土等の監視・発見の取組

【制度の概要】

盛土規制法に基づく規制を実効性のあるものにするため、都道府県等に対する技術的助言として策定された「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」（令和5年5月。以下「不法・危険盛土等ガイドライン」という。）では、不法・危険盛土等³⁵に対してためらうことなく適切に対応するため、日常的な行政対応や、違法性・危険性の疑いのある盛土等を発見した際の現認方法、その後の対応のために必要な法的手続等が示されている。

不法・危険盛土等ガイドラインでは、不法・危険盛土等の是正は、大規模になるほど時間や労力等を要することから、日常的な行政対応として、ルートや頻度を決めた計画的な定期パトロールの実施、土地利用規制担当部局や公共施設管理担当部局、廃棄物規制担当部局、警察等の関係部局との連携による発見、民間団体からの情報提供、地域住民による通報、衛星データやドローンの活用等による監視・発見など、あらゆる方法により、早期発見に努めることが重要であるとされている。

このうち、土地利用規制担当部局との連携については、土地利用規制に関する法令は、盛土規制法のみならず、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法、砂防法（明治30年法律第29号）、盛土等条例³⁶があり、都道府県等の内部において担当部局が異なることはもとより、担当する行政機関が異なる場合もあることから、横断的、縦断的に綿密な連携が不可欠であるとされている。特に、他法令の許可・届出をきっかけに不法・危険盛土等が発見されることも多いことから、定期的な連絡会議の開催や人事交流により連携体制を強化するほか、許可・届出の情報やパトロール計画、パトロール・通報等により得られた情報について、日常的に情報共有しておくことが重要であるとされている。また、地域住民による通報については、ワンストップの相談窓口を設置すること等により地域住民の相談先の明確化を図るなど、地域住民等が違法性・危険性の疑いのある盛土等を通報しやすい環境を整備することが重要であるとされている。さらに、都道府県と市町村の連携³⁷については、定期的に関係者による連絡会議を開催するとともに、盛土等の許可・届出の情報の情報やパトロールの実施状況等を日頃から情報共有するほか、連携したパトロールの実施も重要であるとされている。特に、基礎自治体である市町村は、地域の実情に精通していることから、住民からの通報を受けた場合や、違法性・危険性の疑いのある盛土等を発見した場合は、都道府県に速やかに通報するなど、市町村から都道府県に積極的に働き掛け、早期発見に努めることが重要であるとされている。

³⁵ 危険盛土等とは、盛土規制法に基づく許可対象か否かにかかわらず、盛土規制法に基づく規制区域の指定前から存在する既存の盛土等も含め、危険性のある盛土等をいう。

³⁶ 土砂条例や残土条例など、地方公共団体が土砂の埋立てや盛土等に関する規制を定める条例を総称して、「盛土等条例」という。

³⁷ 盛土規制法では、都道府県と管内市町村において適切に連携が図られるように、都道府県が盛土等を許可、又は届出の受理をした場合は、その旨を公表するとともに、関係市町村へ通知することにより、都道府県と管内市町村が連携して不法・危険盛土等を早期発見しやすくする環境を整備（第12条第4項及び第30条第4項）するとともに、市町村は、盛土等の災害防止に関し、都道府県に意見を申し出ることができる（第50条）。

なお、これら土地利用規制担当部局や市町村との連携については、基本方針においても、広域自治体である都道府県と基礎自治体である市町村が適切な役割分担の下、緊密に連携し対処していくことが重要であるとされている。

【調査結果】

今回、実地調査の対象とした34都道府県等（14県20市）のうち、調査時点で盛土規制法の運用を開始している33都道府県等（13県20市）における不法・危険盛土等の監視・発見の取組状況を確認したところ、7割以上の都道府県等がパトロールの実施や通報窓口の設置を行っている状況がみられた。また、より効率的に盛土等の造成形状等の把握を行うために、ドローンの活用や、時点比較により新たに造成された盛土等の抽出を行う衛星データの活用を行っているなど、先進的な取組を実施している都道府県等が3割程度みられた（表1-(2)-①）。

表1-(2)-① 33都道府県等（13県20市）における不法・危険盛土等の監視・発見の取組状況

（単位：都道府県等）

取組内容	実施している都道府県等数
パトロールの実施	24（10県14市）
うち関係部局との連携による実施	11（3県8市）
うち管内市区町村との連携による実施	1（1県）
通報窓口の設置	27（9県18市）
うち関係部局（出先機関含む。）にも設置	11（6県5市）
うち管内市区町村にも設置	2（1県1市）
行政以外の主体との連携（協定締結等）	3（2県1市）
ドローンの活用	10（6県4市）
衛星データの活用	11（5県6市）
連絡会議等の開催	20（9県11市）
うち管内市区町村との連絡会議等も開催	7（7県）

（注）当省の調査結果による。

都道府県等の中には、住民からの通報は受け付けているものの、それ以外の不法・危険盛土等の監視・発見の取組については、実施したことによる効果が不透明であることや、実施すべき施策や方法が分からず、取組の検討が進んでいない例がみられた（事例1-(2)-①）。

事例1-(2)-① 不法・危険盛土等の監視・発見の取組の検討が進んでいない主な例

事例の概要
違法性・危険性の疑いがある盛土等について、住民からの通報があれば受け付けているものの、パトロールやドローンの活用のほか、関係部局間における情報連携なども含め、実施したことによる効果が不透明であることや、実施すべき施策や方法が分からず、現状、取り組んでいない状況である。他の都道府県等において、

様々な取組が実施されている中で、取組の効果や実績が明らかになってくれば、今後、新たに取り組むことを検討したいと考えている。(市)

(注) 当省の調査結果による。

また、不法・危険盛土等の監視・発見の取組を進める上での課題については、書面調査の対象とした都道府県等においてもみられ、その改善方策の一つとして、限られたリソースの中で効率的かつ効果的に取り組むために、他の都道府県等における具体的な取組事例の共有を求める意見・要望があった(表1-(2)-②)。

表1-(2)-② 不法・危険盛土等の監視・発見の取組実施に向けた主な意見・要望

意見・要望の概要
<p>不法・危険盛土等ガイドラインでは、不法・危険盛土等を監視し、早期に発見するためには、日常的なパトロールが重要とされているが、限られた人員で対応しているため、パトロールに十分な時間を割くことができていない。</p> <p>今後、不法・危険盛土等の監視・発見の取組を強化していくことが課題であると認識しているが、限られたリソースの中で、効率的かつ効果的に取り組む方策について、先進的な取組を実施している都道府県等の事例等を積極的に共有してほしい。(1県1市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

他方、不法・危険盛土等の監視・発見の取組により、違法性・危険性の疑いのある盛土等の発見実績がある20都道府県等(9県11市)における計196か所について、発見に至った契機を確認したところ、「住民からの通報」が147か所、「関係部局からの情報提供」が60か所(うち管内市町村からの情報提供が24か所)、「法令による許可取得状況の確認」が51か所であり、住民からの通報による発見が多い傾向がみられた(表1-(2)-③)。

表1-(2)-③ 違法性・危険性の疑いのある盛土等(196か所)の発見の契機

(単位:か所)

不法・危険盛土等の発見に至った契機	箇所数
地形図・衛星写真の経年データ比較	5
既存の調査結果の確認	1
法令による許可取得状況の確認	51
パトロールの実施	14
住民からの通報	147
関係部局からの情報提供	60
うち管内市町村からの情報提供	24

(注) 1 当省の調査結果による。

2 不法・危険盛土等の発見に至った契機は、都道府県等において、複数該当する盛土等があることから、合計は196か所にならない。

「住民からの通報」については、不法・危険盛土等ガイドラインにおいて、不法・危険盛土等を発見する端緒として多くみられるものであり、ワンストップの窓口を設置するなど、通報しやすい環境を整備することが重要であるとされているが、都道府県等の中には、窓口の設置において、都道府県と管内市町村の連携体制の構築に苦慮している例がみられた（事例1-(2)-②）。

事例1-(2)-② 都道府県と管内市町村の連携体制の構築に苦慮している例

事例の概要	
<p>不法・危険盛土等の通報実績を見ると、その半数が市町村経由で行われており、対象盛土等に物理的に近いのは市町村であることから、市町村の関与は極めて重要であると認識しているが、①盛土規制法による規制の実施主体は都道府県等であること、②市町村の役割について、法令上の根拠がないこと、③盛土規制法の施行に伴う市町村の盛土等条例の廃止により、市町村における盛土等に対する担当部局が曖昧になったこと等により、市町村の協力が得られにくくなっている。</p> <p>実際、県としては、盛土規制法の運用開始前に、県内全市町村に対し、盛土規制法の制度等に関する説明と併せて基本方針の趣旨を伝え、各市町村に不法・危険盛土等に関する通報窓口を整備・公表することを提案したが、盛土規制法の実施主体が県であることを理由に、複数の市町村から難色を示された。</p> <p>他方、市町村への通報窓口の設置は、住民からのニーズがあることから、改めて市町村との調整を進めていくことを検討中であるが、今後、盛土規制法の運用開始から時間が経過するに伴い、市町村の協力を得ることがより難しくなるのではないかと危惧されることから、例えば、①盛土規制法に、盛土等対策への協力に関する市町村の努力義務規定を置く、②市町村に求められる役割について具体的に示す、③盛土等対策を実施している市町村の取組事例を収集して全国的に共有するなど、市町村の協力が得られるような支援をしてほしい。（県）</p>	

（注）当省の調査結果による。

また、「関係部局からの情報提供」についても、不法・危険盛土等ガイドラインにおいて、その重要性が指摘されているところであるが、都道府県等の中には、土地利用規制の関係法令担当部局の理解が十分得られないことから、連携体制の構築に苦慮している例や、都道府県等の内部部局間においては、土地利用規制の関係法令担当部局との連携体制が構築できているものの、関係法令を担当する行政機関が異なる場合の情報連携に苦慮している例がみられた（事例1-(2)-③）。

事例1-(2)-③ 土地利用規制の関係法令担当部局との連携に苦慮している主な例

No.	事例の概要
1	<p>盛土規制法の運用開始前までは、森林法担当部局が盛土等条例を担当していたが、盛土規制法の運用開始後、同条例は廃止され、盛土規制法は都市計画法担当部局が担当することとなった。</p> <p>盛土規制法の運用に当たり、森林法担当部局との連携・協力は必要不可欠であると認識しているため、緊密な連携体制を構築していきたいと考えているが、森林法担当部局は、盛土等に関する業務は都市計画法担当部局に移管</p>

	<p>したものと同様認識しているためか、自分事として捉えておらず、協力関係を構築することが困難な状況である。</p> <p>盛土規制法は、都市計画法など、国土交通省が所管する法令担当部局が担当しているケースが多いと思われるが、盛土規制法担当部局だけでなく、農林水産省が所管する法令担当部局に対しても、盛土規制法の趣旨、関係法令担当部局間の連携の必要性等について、周知徹底してほしい。(市)</p>
2	<p>従前は、土地利用規制の関係法令担当部局ごとに盛土への対応を行っており、他の関係法令の許可も必要な場合は、行為者に対し、その旨伝える程度であり、関係法令担当部局に対する直接的な情報提供は行われず、その後の申請手続等は、行為者任せになっていたことから、行為者から必要な申請が行われず、また行為者の言い逃れを容認してしまっており、不法・危険盛土等の増加につながっていた。</p> <p>このため、盛土規制法の運用開始後から、盛土規制法担当部局が中心となり、関係法令担当部局等と共同で連絡会議を開催し、盛土等に関する各種情報を庁内サーバーで共有することで、不法・危険盛土等を早期に発見できるようになり、また、関係部局において、合同で行政指導等を実施することで、早期に改善できるようになった。</p> <p>他方で、盛土規制法担当部局と土地利用規制の関係法令担当部局が県と市にまたがる場合、庁内サーバーによる情報共有が難しいことから、積極的な情報共有ができておらず、効率的な情報共有の方法や進め方を模索している。(市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

一方、都道府県等の中には、以下のとおり、不法・危険盛土等を早期に発見するため、住民からの通報環境の整備や、関係法令担当部局又は市町村との連携体制の構築など、様々な工夫を講じている例がみられた(事例1-(2)-④)。

事例1-(2)-④ 危険盛土等を早期に発見するため、様々な工夫を講じている例

盛土通報システムの導入により、住民からの通報環境を整備している例	
	<p>住民が簡易に不法・危険盛土等に関する情報提供ができるように、令和7年1月から、「盛土通報システム」を運用している。住民が不法・危険盛土等を発見した場合、スマートフォンにより当該盛土等の所在地を入力するとともに、撮影した写真をアップロードすることが可能となっている。</p> <p>なお、同システムは、県の行政オンラインシステム上で運用しているため、開発・運用に別途の費用は要していない。(県)</p>
関係法令担当部局間、都道府県と市町村間の連携体制を構築している例	
①	<p>複数部局の課等に所属する職員が盛土規制法に係る業務を兼務し、部局横断で「盛土対策チーム」を設置することにより、日常的な情報共有や、不法・危険盛土等の監視・発見の取組、発見後の対応を迅速に行うことができている。(県)</p>

- ② 盛土規制法の運用開始に伴い、関係法令担当部局との連携を図り、不法・危険盛土等の監視・発見、発見後の迅速な是正指導を行うため、庁内 11 部局による「不法・危険盛土等連絡会議」を設置した。
- 同会議においては、関係法令担当部局相互の情報共有・検討、合同査察・合同指導等を実施することとしている。これまでに、廃棄物規制担当部局から不法盛土等の疑いに係る情報提供があり、現場を確認した結果、無許可工事を行っている事実が確認できたため、市行政手続条例に基づく行政指導を実施中である。今後の状況次第では、盛土規制法に基づく勧告・命令等を視野に入れて対応していく予定としている。(市)
- ③ 盛土等に関する情報共有・対応方針の検討等を円滑に進め、市内の盛土等の適正化を図ることを目的として、副市長を本部長とし、庁内 13 課で構成する「盛土等適正化本部」を設置している。
- 直近の同会議では、既存盛土等調査における安全性把握調査の実施に向けて、B2 ランク以上の危険な盛土等に対する今後の方針について協議を行い市の対応方針を決定している。(市)
- ④ 市内にあった危険盛土が大雨による土砂崩落を発生させたことを契機として、庁内関係課で構成される「盛土等対策協議会」を設置し、再発防止に向けた対応として、庁内の情報共有を徹底している。毎年1回の定例会により、盛土等に関する情報共有を行い、不法・危険盛土等が発生した場合は、随時、行政代執行も見据え、行政指導・行政処分等の対応方針を検討することとしている。(市)
- ⑤ 盛土規制法の運用開始後、盛土規制法は都市計画法担当部局が担当しているが、運用開始前は、廃棄物規制担当部局が盛土等条例を担当し、盛土規制の中心的な役割を担っていた。運用開始後も引き続き、連携体制を構築するため、廃棄物規制担当部局の担当職員に都市計画法担当部局の盛土規制業務を兼務させることにより、常時連携するとともに、県の出先事務所において、産業廃棄物の不適正処理の監視パトロールと併せて、不法・危険盛土等のパトロールを実施している。その結果、通報含め、2件の不法盛土等の発見につながり、早期に対応することができている。(県)
- ⑥ 庁内関係部局、管内の指定都市・中核市・権限移譲市との間で、「盛土等対策連絡会議」を設置し、盛土規制法に係る不法・危険盛土等の情報共有や意見交換を行っている。
- その中で、「盛土等の対策に関する監視パトロール実施要領」を策定し、次のとおり、パトロールを位置付けた上で、庁内関係部局や市町村との連携体制の構築と、不法・危険盛土等の監視・指導に当たることを想定している。
- i) 合同パトロール：関係法令による許可後の盛土等行為地について、許可基準及び条件どおり実施しているかを関係部局や市町村と合同で確認を行うこと。
 - ii) 重点パトロール：違法行為が行われ、災害の防止上の支障がある行為地について、関係部局や市町村と合同で重点的に監視・指導を行うこと。
 - iii) 管内監視パトロール：関係部局や市町村がそれぞれで定期的に管内の監視を行うこと。
 - iv) 緊急パトロール：災害等につながるような重大な違法行為の発見又は連絡があった場合に、緊急に合同で違法行為地の監視・指導を行うこと。(県)

⑦ 住民から寄せられる通報は、全体の9割程度が市町村経由であり、住民のニーズも認められることから、管内市町村に対し、住民から通報があった場合は、当該市町村が現地確認を行った上で、「違反盛土等調査書」を作成し、現地写真及び土地登記簿とともに県に連絡・送付するよう依頼することにより、迅速に状況把握・対応が行えるようにしている。

なお、土地所有者等に対する指導業務は県が行うことになり、市町村に大きな業務負担を課すものでもないことから、市町村も負担感なく、円滑に導入することができた。（県）

⑧ 県・市町村が連携・協力して、適正かつ円滑に盛土対策を実施するため、「盛土対策連絡調整会議」を設置し、不法・危険盛土等の監視・指導に関する事項のほか、盛土対策に係る情報について、情報共有・意見交換を行う場として活用することとしている。（県）

パトロールの実施により、危険盛土等の発見に至った例³⁸

不法・危険盛土等の監視や既存盛土等の状況確認のため、原則、毎週1回、盛土規制法担当部局の職員1人と県警併任職員1人の2人体制で、パトロールを実施しており、危険盛土等の発見につながっている。

具体的には、管内の市において、排水設備及びのり面保護工が未施工で、土砂が流出するおそれのある盛土（1ha以下）の存在が確認され、当該盛土は、盛土規制法に基づく届出済みの盛土ではあったが、近隣で使用する土砂の一時的な保管場所として利用され、特段の措置をとらずに土砂の堆積が行われており、近隣に家屋や倉庫が所在している状況であった。県は、当該市に対し、当該盛土等に関する情報共有・助言を行い、同市から行為者に対し、応急対策としてブルーシートで保護するほか排水設備を設置するよう口頭指導を行っていたが、対応されない状況を踏まえ、応急対策を行うよう勧告文書を発出するなど、迅速な対応に至っている。（県）

ドローンの活用により作業効率が向上した例

不法・危険盛土等の全体像を把握する際、令和3年度までは、公道から目視及びデジタルカメラ（自撮り棒）で確認（撮影）していたため、現場の一部分しか確認（撮影）できず、全体像の把握が困難であり、1現場で1時間程度の時間を要していた。

令和4年度にドローンに詳しい職員が配置されたことを契機として、ドローンを導入したことにより、上空からの撮影及び面積算出までが可能となり、確認に要する時間も、僅か5分から15分程度に短縮され、導入前に比べて3～4倍の作業効率の向上が図られた。

なお、ドローンの高さ制限である150m（150m以上飛行するためには、別途、航空法（昭和27年法律第231号）の許可が必要）まで飛ばすと、半径数百m程度の範囲を撮影することが可能であり、ドローンに装着しているカメラの角度を変えられるため、鉛直方向は仰角60度、俯角90度の撮影ができる。ドローンの方向を変えれば、水平方向は360度撮影が可能となっている。また、ドローンコントローラーのモニターの対角線が交わる中心点を不法・危険盛土等の現場の各頂点に合わ

³⁸ 関係法令担当部局間、都道府県と市町村間の連携によりパトロールを実施している例については、「関係法令担当部局間、都道府県と市町村間の連携体制を構築している例」に記載

せ、各頂点の位置情報のデータを取得すると、面積を算出することも可能となっている。（市）

衛星データの活用により、不法・危険盛土等の抽出を行っている例

盛土規制法の運用開始前後における衛星画像を比較することにより、盛土等の可能性がある箇所の抽出・判別の上、当該箇所と許認可情報とを照合し、不法・危険盛土等である可能性が高い箇所の抽出・判別、不法・危険盛土等である可能性が高い箇所の現地調査（10 か所）等を委託事業で実施している（令和6年度の委託費は約1,200万円）。

不法・危険盛土等である可能性が高い箇所の抽出・判別に当たっては、衛星画像だけでは高さが認識できず、実際に盛土造成等が行われているかどうかは不明であることから、複数年の画像データを比較し経年変化によって、不法・危険盛土等の可能性がより高い箇所の特定を行っている。（市）

（注）当省の調査結果による。

このほか、市町村が独自に不法・危険盛土等の監視・発見の取組を実施している例もみられた（事例1-(2)-⑤）。

事例1-(2)-⑤ 市町村が独自に不法・危険盛土等の監視・発見の取組を実施している例

事例の概要

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を契機として、月1回、都市計画法担当部局、農地法担当部局が合同で市内の不法・危険盛土等の監視・発見のためのパトロールを実施している。県からの依頼で実施しているものではなく、市として、住民の安全確保を図る観点から、独自の取組として実施している。（市）

（注）当省の調査結果による。

イ 不法・危険盛土等の発見後の対応

【制度の概要】

不法・危険盛土等ガイドラインでは、違法性・危険性が疑われる盛土等の発見後の対応について、当該盛土等において「緊急対応の必要性³⁹」があるか否か、緊急対応の必要性がないと判断された場合は「行政処分等の必要性⁴⁰」があるか否かの判断を行うため、まずは立入検査や報告徴取、既存書類の確認、周辺住民への聞き取り等を通じて現状把握を行い、現状把握後、違法性又は危険性が確認された場合は、状況に応じて、監督処分、勧告又は改善命令を行うこととされている。

また、盛土等に伴う災害の防止については、多くの行政分野に及ぶことから、他法令に基づく執行権限を有する関係部局等と連携し、不法・危険盛土等への対応を効果的に図ることが重要であるとされ、不法・危険盛土等の発見後、各法令等により対応が必要な場合、当該事案に関する連絡会議を開催し、不法・危険盛土等の情報や、各部局の対応状況・対応方針等を共有することで、緊密に連携して対応するとともに、合同で立入検査を行うことが効果的な場合には、連携して対応する必要があるとされている。

なお、行政指導は、飽くまで事実行為であり、相手方がこれに従わない場合でも、そのことを理由として、行政処分や罰則が発動されることはないことから、いたずらに行政指導を継続し、法的効果を有する行政処分を行わない結果、違反が継続し、災害が発生する事態を避けるために、相手方が行政指導に応じない場合は、ためらうことなく行政処分を行うことで厳正に対処するとともに、あらかじめ、行政指導から行政処分への移行手続について行政指導のルール（指導の回数や期間の上限等）を定めておくことが望ましいとされている。

【調査結果】

前述アと同様、不法・危険盛土等の監視・発見の取組により、違法性・危険性の疑いのある盛土等の発見実績がある20都道府県等（9県11市）における計196か所について、現状把握の結果を確認したところ、このうち「危険性あり」と判断された盛土等は、9都道府県等（3県6市）における計51か所であった（表1-(2)-(4)）。

³⁹ 具体的には、対象となる「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」を把握し、「崩壊発生のおそれ」が著しく大きい状態であり、「人的被害のおそれ」が想定される場合は、迅速な緊急対応が必要と判断し、規制対象規模への該当性の現状把握を行い、速やかに周辺住民等への周知等のソフト対策や応急対策工事等のハード対策を行うこととされている。

⁴⁰ 許可対象に該当すると判断した盛土等について、不法盛土等に該当するか否かを判断するため「違法性の有無」を判断し、許可対象ではない盛土等に該当した盛土等については、「危険性の有無」の判断を行い、監督処分や改善命令等の必要性を判断することとされている。

表 1-(2)-④ 違法性・危険性の疑いのある盛土等 196 か所の是正状況

(単位：か所)

盛土等の状況	盛土等の箇所数
「危険性あり」と判断された盛土等	51
是正措置済み	10
是正指示済み・是正措置未了	38
是正指示未了・是正措置未了	1
その他	2
「危険性なし」と判断された盛土等	145
合計	196

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「その他」に分類している 2 か所については、「崩壊発生のおそれ」は認められるものの、「人的被害のおそれ」は懸念されないため、経過観察を実施することとされている。

当該 51 か所のうち、都道府県等による是正指示は行っているものの、土地所有者等における是正措置が未了である盛土等が 38 か所あり、このうち 16 か所については、1 年以上「是正措置未了」の状況が続いており、是正されるまでに一定期間を要している状況がみられた。その原因・理由としては、行政指導に応じない行為者に対して、行政処分を実施するタイミングやその判断に苦慮していることや、複数の関係者が錯そうしており、土地所有者の関与の度合いの見極めが難しい中で、ためらうことなく改善命令を実施するには具体的なイメージが持ちにくいことなど、不法・危険盛土等の早期是正に向けて課題を抱えている例がみられた（事例 1-(2)-⑥）。

なお、「危険性あり」と判断された盛土等が存在する 9 都道府県等（3 県 6 市）に対し、行政指導から行政処分への移行手続について行政指導のルール（指導の回数や期間の上限等）の策定状況を確認したところ、いずれの都道府県等においても定められていなかった。

事例 1-(2)-⑥ 不法・危険盛土等の早期是正に課題を抱えている例

No.	事例の概要
1	<p>住民通報により、各種法令（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、森林法、盛土等条例、盛土規制法）に違反した不法・危険盛土の存在が明らかになり、盛土規制法においては、法適用開始日までに着手済みの造成行為について、運用開始日から 21 日以内に届出が必要とされていることから、①盛土規制法に基づく届出違反であること、②造成行為を継続する場合は、工事の計画を明確にすること、③今後施工する部分については、盛土規制法に基づく許可が必要であること、④現状の切土勾配も適切とは言えないため、速やかに是正が必要であることを、行為者に対し、これまで計 8 回の口頭指導を行っており、行為者からは、「対応する」との回答があるものの、最初に現地立合いによる指導を行ってから 1 年以上も状況が改善されない状態が続いている。</p> <p>不法・危険盛土等ガイドラインには、ためらうことなく行政処分を行うことで厳正に対処する必要がある旨記載されているが、現場としては、その判断が難しく、行政指導のルール（回数・対応基準等）をあらかじめ決めるこ</p>

	ともできておらず、迷いながら進めている状況であり、今後どのように対応すべきか苦慮している。他の都道府県等においては、どのように対応しているのか、個別具体的な対応事例等が参考になると考えるため、都道府県等の間で情報共有できる環境を整備してほしい。(市)
2	<p>土地所有者と盛土行為者が別の者であり、複数の行為者が一体の盛土を形成するなど、関係者が錯そうしている状況となっている。土地所有者が住居地に常に不在で接触できず、土地所有者の関与の度合いの見極めが難しく、土地所有者への対応が課題となっている。</p> <p>また、既存盛土等に対する改善命令は、宅地造成等規制法においても権限として認められていたが、適用事例は少なく、ためらうことなく改善命令に踏み切るには、具体的なイメージが持ちにくい。仮に、改善命令を実施した場合であっても、履行されなければ行政代執行に至ることとなるため、費用回収の目途が立たないままばく大な公費を投じることには課題が残る。(県)</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、実地調査の対象とした 34 都道府県等 (14 県 20 市) に加え、書面調査の対象とした 24 都道府県等 (17 県 7 市) に対し、国に対する不法・危険盛土等の発見後の対応に係る意見・要望を聴取したところ、行政指導から行政処分の実施までの判断基準や行政指導のルールを検討に苦慮しており、他の都道府県等における個別具体的な対応事例の共有を求める意見・要望があった (表 1-(2)-⑤)。

表 1-(2)-⑤ 他の都道府県等における個別具体的な対応事例の共有を求める主な意見・要望

意見・要望の概要
<p>不法・危険盛土等を発見した後、その危険性に基づき、行政指導等を実施していくことが想定されるが、不法・危険盛土等ガイドラインには、ためらうことなく行政処分を行うことで厳正に対処する必要がある旨記載されているものの、現場で判断するのは難しいため、国から一定の基準 (目安) を示すか、取組の参考にするため、他の都道府県等における対応事例を示してほしい。(1 県 1 市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

ウ 「盛土総点検」後の対応状況

【制度の概要】

静岡県熱海市の土砂災害等を踏まえ、「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」（令和3年7月30日 令和3年7月1日からの大雨被災者生活・生業再建支援チーム）において、危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議⁴¹や関係府省連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討することとされた。

これを受け、盛土の総点検と災害防止のための対応方策に関して、関係行政機関相互の緊密な連携と協力の下で推進するため、令和3年8月10日に「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」が設置され、当該会議における議論を踏まえ、農林水産省、林野庁、国土交通省及び環境省は、「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）」⁴²により、都道府県に対して、次のとおり盛土総点検の実施を依頼している。

① 重点対象エリア及び重点点検箇所

- ・ 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ・ 山地災害危険地区の集水区域（崩落土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ・ 大規模盛土造成地

② 盛土の把握の手法等

- ・ 各地方公共団体等の許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

③ 点検の観点

- ・ 災害防止に必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ・ 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）
- ・ 許可・届出等の必要な手続が行われているか
- ・ 手続内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）

これを踏まえ、土地利用規制（宅地造成等規制法、都市計画法、砂防法、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、農地法、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法、自然公園法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等）及び廃棄物の規制（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））の権限を有する都道府県の担当部局において、それぞれの観点から点検を実施することとされた。

⁴¹ 盛土による災害の防止に関する検討会。令和3年12月24日に同検討会提言が公表されている。

⁴² 令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号・国都計第68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長、林野庁長官、国土交通省総合政策局長、国土交通省都市局長、国土交通省水管理・国土保全局長、環境省自然環境局長及び環境省環境再生・資源循環局長通知

その結果、都道府県が重点対象エリア等から抽出した点検対象箇所⁴³の盛土は、全国で約 3.6 万か所となり、これらの盛土を目視等で点検した結果、1,089 か所において、いずれかの点検項目に該当する状況が確認された（表 1-(2)-⑥）。

表 1-(2)-⑥ 盛土総点検の結果

(単位：か所)

点検項目	箇所数
必要な災害防止措置が確認できなかった盛土	516
廃棄物の投棄等が確認された盛土	142
許可・届出等の手続がとられていなかった盛土	728
手続内容と現地の状況に相違があった盛土	515

(注) 1 「第 4 回盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会」（令和 4 年 3 月 28 日開催）資料に基づき、当省が作成した。

2 各点検項目の箇所数は、重複を含む。

その後、盛土総点検により課題が明らかになった盛土について、農林水産省、林野庁、国土交通省及び環境省は、「盛土の総点検を踏まえた早期の対策実施について」⁴³（令和 4 年 4 月 20 日付け事務連絡）により、都道府県における各土地利用規制等の担当部局に対し、管内市町村と連携の下、以下の取組の実施を求めている。

- ① 目視等により、明らかに災害危険性が高いと判断された盛土については、出水期までに必要な応急対策を完了し、安全を確保すること。
- ② 安全性を確認するための詳細調査が必要な盛土については、速やかに調査に着手し、災害危険性の有無や程度を明らかにすること。
- ③ 応急対策が必要な盛土や、詳細調査等により災害危険性が高いと特定された盛土は、速やかにその内容を公表・周知するとともに、住民の迅速な避難等につながる対策を実施すること。

なお、国土交通省及び農林水産省では、社会資本整備総合交付金又は農村漁村地域整備交付金において、盛土総点検で把握した盛土を対象に、安全性把握のための詳細調査、盛土の撤去や擁壁設置等の対策工事に要する費用の一部を補助する「盛土緊急対策事業」を設けており、地方公共団体に対する財政支援⁴⁴を行っている。

⁴³ 令和 4 年 4 月 20 日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長、林野庁森林整備部治山課長、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長、国土交通省都市局都市安全課長、国土交通省都市局都市計画課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長、環境省自然環境局国立公園課長及び環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長事務連絡

⁴⁴ 安全性把握調査については、把握してから 3 年以内に実施するもの、盛土の撤去工事については、把握してから 4 年以内に着手するものに限る。

【調査結果】

今回、盛土総点検において「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」として国に報告された課題盛土⁴⁵について、これら盛土が所在する地方公共団体を通じて、その後の是正措置状況を確認した結果、以下のとおり、課題盛土全体のうち約5割が「是正措置済み」、「是正措置中」及び「是正措置不要」とされていたが、残りの約5割が「是正措置未了」の状況であった。

① 是正措置済み：107 か所

② 是正措置中（施工中）：27 か所

③ 是正措置未了：254 か所

※ 必要な災害防止措置が未了であっても、その全てが、直ちに災害防止措置が必要な災害リスクが高い盛土ではなく、災害リスクが低い盛土を含む。また、その多くが地方公共団体において、関係法令に基づく行政指導や経過観察等を実施中としている。

④ 是正措置不要：125 か所

※ 盛土総点検当時、「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」として報告されていたが、その後、詳細な現地確認の結果、法令上、特段の措置を講ずる必要がないことが確認できた等の事情により、地方公共団体において再整理しているもの。

「是正措置未了」の原因・理由については、これら課題盛土が所在する地方公共団体における土地利用規制の関係法令担当部局を通じて確認したところ、主に、以下のとおり挙げられた（表1-(2)-(7)）。

表1-(2)-(7) 「是正措置未了」の主な原因・理由

No.	原因・理由の概要
1	土地利用規制の関係法令による行政指導等が実施されているものの、盛土行為者等に是正の意思がない、是正能力がない、又は盛土行為者等が行方不明、逮捕・拘留・服役等の理由により是正されていない。
2	盛土行為者等が死亡、又は行方不明により連絡手段もなく、土地利用規制の関係法令に基づく行政指導等が実施できていない。
3	盛土等条例の規制区域内に存在するが、盛土等条例施行前に造成された盛土であるなど、盛土等条例の適用ができず、法的根拠に基づく行政指導等が実施できない。道路管理者において、道路の維持管理の観点から、盛土行為者等に対して是正の依頼を行っている場合もあるが、費用負担等の理由により是正されていない。

(注) 当省の調査結果による。

なお、課題盛土における災害リスクについては、災害防止措置は講じられていないものの、長年放置されていたことによる緑化・森林化により地盤が安定している盛土

⁴⁵ 今回の調査実施に先立ち、国土交通省に対し、課題盛土の詳細情報（盛土の所在、点検エリア、関係法令、点検結果等）を確認したところ、「513 か所」であったため、当該箇所について、その後の是正措置状況を確認した。

や、近隣に人家等の保全対象がなく人的被害が懸念されないとしている盛土など、比較的災害リスクが低いと想定される盛土もあれば、土地利用規制の関係法令担当部局や道路管理者により、応急対策の実施や行政代執行の検討が行われている盛土など、一定の災害リスクを有していると想定される盛土も存在するなど、多様な状況がみられた。

これら「是正措置未了」とされている課題盛土（254 か所）について、都道府県等の盛土規制法担当部局における対応状況を確認したところ、都道府県等の中には、盛土規制法の運用開始後、課題盛土に関する情報を把握した上で積極的に関与するなど、早期是正に向けた検討が進められている、又は課題盛土の現況に即した対応が着実に進められている状況がみられた（事例1-(2)-⑦）。

事例1-(2)-⑦ 「是正措置未了」とされている課題盛土において、盛土規制法担当部局が積極的に関与している主な例

No.	事例の概要
1	<p>県・市の盛土規制法担当部局、関係法令担当部局等が参加する会議体を設置し、課題盛土も含め、不法・危険盛土等に関する情報共有を行っており、課題盛土等に対しては、関係法令担当部局と連携し、行政指導を実施している。（1県1市）</p>
2	<p>市盛土等条例に基づく許可が必要な天然土による土砂を無許可で搬入し、盛土工事を行っている状況が疑われたため、盛土等条例に基づき、これまで計12回の行政指導を実施してきており、えん堤の設置、のり面の整備、台風の際に流出した土砂の搬出等の対策など、可能な範囲での任意協力として応急対策が実施されている。しかしながら、当該盛土は、再生土と天然土が混在して工事された状態であり、天然土の搬入を明確に確認することができなかったため、盛土等条例に基づく行政処分・行政代執行は実施できていない。一方で、盛土行為者は、応急対策の実施をもって是正は完了したとの主張を続けており、根本的な是正を行う意思がみられない状況である。</p> <p>しかしながら、盛土規制法の運用開始後、既存盛土等調査において、当該盛土は「応急対策の必要あり」と判断された。これを受け、市の盛土規制法担当部局は、市盛土等条例担当部局と連携し、土地所有者の所在を探索した上で、盛土行為者と併せて、盛土規制法に基づく勧告・改善命令等の対象として手続を実施していく予定としている。（市）</p>
3	<p>課題盛土も含め、県内に所在する「不適切盛土⁴⁶」について、県の盛土規制法担当部局が主体となり現地確認を実施した上で、盛土の変状の有無、保全対象との離隔、盛土の高さ等から緊急度ランクを設定し、このうち、崩壊すれば人家や公共施設等に被害を及ぼす可能性がある等、緊急度の高い盛土については、必要に応じ、盛土緊急対策事業を活用して応急対策や安全性把握調査を実施するなど、対策の緊急性を定量的に把握することとしている。</p>

⁴⁶ 当該県においては、①関係法令の手続がされていないもの、②関係法令の手続が計画と異なる内容のもの、③関係法令の手続はされているが、崩落等の変状が発生しているものを「不適切盛土」と定義している。

	<p>また、県の関係法令担当部局と連携を図り、県の出先事務所の職員を盛土規制法担当部局に兼務させることとし、年2回、現地パトロール等により「不適切盛土」の是正状況等の調査を行うとともに、「盛土点検カルテ」等を作成し、是正に向けた進捗等を管理している。</p> <p>さらに、令和5年度以降、県内にある「不適切盛土」の位置情報や対応状況等を一覧に整理して公表することにより、住民が「不適切盛土」の存在を認識し、非常時における警戒・避難体制の構築に役立てるとともに、既存の「不適切盛土」の拡大防止や、新たな「不適切盛土」の抑止につなげることにしている。（県）</p>
4	<p>○ 県内に所在する課題盛土のうち6割以上が「是正措置未了」となっているが、中には、①市町村の盛土等条例に基づき、措置命令・刑事告発まで行ったが、盛土行為者の破産により解決が見込めない状況、②市町村の盛土等条例により、行政指導・措置命令を行ったが、盛土行為者の収監により、対応に苦慮している状況、③市町村の指導要綱により対応しているため、法的拘束力を伴う措置を講ずることができていない状況もみられた。</p> <p>○ 県盛土規制法担当部局としては、盛土規制法の運用開始間もない中、課題盛土の現況を把握していないものの、課題盛土について、他の既存盛土等に先行して、優先度評価を実施することにより、早期に災害リスクを把握の上、盛土規制法に基づく勧告・改善命令等を視野に対応する予定としている。（県）</p>
5	<p>県の盛土規制法担当部局において、課題盛土の現況や関係法令担当部局における対応状況を定期的に把握し、盛土規制法による指導監督の実施、又は早期関与の必要性を検討することとしている。また、課題盛土については、既存盛土等調査の対象として、優先度評価を実施、又は今後実施予定としている。（4県）</p>

(注) 当省の調査結果による。

他方、一部の都道府県等では、盛土規制法担当部局において、課題盛土の情報や、課題盛土に対する関係法令担当部局の対応状況を把握しておらず、部局間の連携や早期是正に向けた対応が不十分と考えられる状況がみられた（事例1-(2)-⑧、1-(2)-⑨）。

事例1-(2)-⑧ 「是正措置未了」とされている課題盛土において、盛土規制法担当部局が課題盛土の情報や、課題盛土に対する関係法令担当部局の対応状況を把握していない例

No.	事例の概要
1	<p>○ 盛土総点検以前から、県の盛土等条例の許可なく工事が開始されていたことから、県・市で連携し、盛土行為者に対し口頭指導を実施するとともに、測量により3,000 m²以上であることが判明したことから、県の盛土等条例担当部局から行政処分を実施したが、盛土行為者が従わず、罰金が科せられた。盛土行為者としては、罰金を支払ったことで罪は償ったと考えており、現状も是正する意思がなく、以降は市が定期的なパトロールにより状況の確認を行っている。（市）</p>

	○ 盛土規制法の運用開始後、県盛土規制法担当部局では、当該課題盛土について、既存盛土等調査の対象とし、今後、応急対策の必要性判断等が行われる予定としているものの、課題盛土の情報や関係法令担当部局における対応状況等を把握していない。(県)
2	○ 市において、盛土等条例に基づき、行政指導、行政処分を実施しているが、土地所有者が従わないため、行政代執行の検討も行っているものの、実施するための予算や人力的な余裕がなく、現在まで実施できていない。土地所有者は、条例違反により書類送検されており、罰金も納付済みであるが、その後、当該土地が売却され、新たな土地所有者に引き継がれたため、新たな土地所有者に対しても行政指導を実施しているものの、是正指示に従わず、課題が改善されていない状況が続いている。市としては、盛土等条例より罰則が強い盛土規制法による対応を望んでいる。(市) ○ 盛土規制法の運用開始後、県盛土規制法担当部局では、当該課題盛土について、既存盛土等調査の対象とし、今後、応急対策の必要性判断等が行われる予定としているものの、課題盛土の情報や関係法令担当部局における対応状況等を把握していない。(県)

(注) 当省の調査結果による。

事例 1-(2)-⑨ 課題盛土が「是正措置不要」とされているものの、関係法令担当部局による対応が継続的に実施されており、盛土規制法担当部局において、当該状況を把握していない例

事例の概要	
	○ 当該盛土が所在する市においては、令和3年7月の豪雨の際、市道路管理者が道路パトロールを行っていたところ、盛土が崩落して土砂が市道に流出している状況を確認し、それ以降、道路管理者として、土砂の流出防止のための木柵の設置や、のり面の崩落探知機の設置を行うとともに、地権者に対し、道路法に基づく改善対応の依頼文の通知を5回発出(令和3年12月、4年3月、4年11月、5年6月、7年3月)しているが、現状も改善されていない。また、大雨により土砂災害の発生が予測される場合(基準:時間雨量30mm、連続雨量150mm)には、当該盛土が面する市道を通り止めにするなどの対応を継続的に実施している。当該課題盛土については、周辺住民から、崩落に伴う市道の通行止めの解除についての相談が寄せられており、市としては、当該課題盛土の危険性が解消されているとの認識はなく、災害防止措置が必要と考えている。(市) ○ 当該課題盛土については、①県の盛土等条例の施行前から存在している盛土であることから、条例に基づく法的拘束力のある対応はできない、②盛土総点検時に現地確認を行った際、災害防止措置を講ずる緊急性はないと判断したことから、それ以降、県の盛土等条例担当部局において、盛土行為者等に対する特段の対応は行っておらず、県としては「是正措置不要」と認識している。 また、盛土規制法の運用開始後、県盛土規制法担当部局では、当該課題盛土について、既存盛土等調査の対象とし、今後、応急対策の必要性判断等が行われる予定としているものの、課題盛土の情報や関係法令担当部局における対応状況等を把握していない。(県)

(注) 当省の調査結果による。

また、盛土規制法担当部局と関係法令担当部局がそれぞれ独自に課題盛土への対応を行っている状況がみられた（事例1-(2)-⑩）ほか、課題盛土の危険性は低いものの、関係法令担当部局において、盛土規制法施行後も引き続き、定期的な現地確認等を実施しており、いつまで対応する必要があるか、その判断に苦慮している状況もみられた（事例1-(2)-⑪）。

事例1-(2)-⑩ 「是正措置未了」とされている課題盛土において、盛土規制法担当部局と関係法令担当部局がそれぞれ独自に課題盛土への対応を行っている例

事例の概要
<p>○ 課題盛土への対応が困難であったことを契機として市の盛土等条例が施行されたが、当該盛土は、盛土等条例の施行前に造成されており、盛土等条例の適用対象外であることから、盛土総点検時点においては、災害防止措置が確認できないことのみを理由に、課題盛土として報告された。</p> <p>他方、当該盛土が崩壊した場合、土砂等が流出し、隣接する市道の通行が困難になるおそれがあることから、市（道路管理者）において、土地所有者の推定相続人に対し、毎年度、改善の申入れが行われているものの、金銭的な負担を理由に、改善の対応が行われず、道路の安全管理の観点からの対応のみでは、これ以上改善が見込まれない状況である。盛土規制法の運用開始後、市（道路管理者）としては、県における盛土規制法に基づく対応を望んでいるが、これまでの対応状況等について、県盛土規制担当部局に共有していない。（市）</p> <p>○ 当該盛土については、県が実施する既存盛土等調査の対象として、既に応急対策の必要性判断が行われているが、目視確認の結果、崩壊や崩壊を示唆する変状は見られず、当該盛土の流下方向にも保全人家等が存在しないことから、応急対策は不要と判断され、今後、優先度評価を実施予定としている。ただし、当該盛土は、市盛土等条例の規制区域に所在している盛土であり、盛土等条例上の不備があれば、市が対応すべきと考えている。（県）</p>

事例1-(2)-⑪ 「是正措置未了」とされている課題盛土において、危険性は低いものの、関係法令担当部局が定期的な現地確認等を実施しており、いつまで対応する必要があるか、その判断に苦慮している例

事例の概要
<p>盛土総点検以前から、関係法令担当部局が行政指導等を実施していた課題盛土の中には、盛土行為者や土地所有者が行方不明、逮捕・拘留・服役、是正するための資力がない、指導に従わない等の理由により、災害防止措置が講じられないまま長期間経過したため、緑化・森林化が進み、地盤が安定し崩壊等のおそれが低い、又は周囲に人家等が存在せず、人的被害が発生する可能性が極めて低い盛土が存在している。これら課題盛土⁴⁷に対し、県の関係法令担当部局においては、引き続き、定期的に現地確認等を行っている状況であるが、いつまで対応が必要か、対応に苦慮している状況である。（県）</p>

⁴⁷ なお、当該課題盛土が所在する市（指定都市）においては、現状、既存盛土等分布調査による抽出方法等の都合により、既存盛土等調査の対象とはしていない。

エ 今後に向けた取組について

【まとめ】

(7) 「ア 不法・危険盛土等の監視・発見の取組」について

実地調査の対象とした都道府県等においては、不法・危険盛土等の監視・発見に向けて、関係部局と連携しながら、様々な工夫した取組を実施している状況がみられた一方で、取組を実施する必要性・重要性は認識しているものの、取組実施による効果や実績等が明らかになっていない中で、限られたリソースによる取組の実施にためらっている状況や、管内市町村も含め、関係部局との連携に苦慮している状況もみられた。盛土規制法の施行前からの盛土等条例による規制の導入状況や都道府県等における実施体制など、盛土等を取り巻く環境は地域によって様々であることから、取組の実施に当たっては、地域の実情等を踏まえ、都道府県等において判断すべきものと考えられるが、今後、都道府県等における取組実施の検討を推進するためには、都道府県等における多様な取組事例の収集・共有が有効であると考えられ、特に、取組実施による効果や実績等を含め、より具体的な取組事例が参考になるものと考えられる。

他方、不法・危険盛土等の発見実績がある都道府県等においては、住民通報や関係部局からの情報提供による発見が多い傾向がみられた。住民通報については、住民が通報しやすい環境を整備することが重要であるが、住民により近い立場である市町村に対し、情報が寄せられることも多い中で、市町村の協力が得られにくく、窓口の設置に苦慮している状況がみられたことから、不法・危険盛土等の早期発見と発見後の早期是正に向けて、市町村の積極的な関与と都道府県と市町村間の連携が必要であると考えられる。また、関係部局からの情報提供については、日常的に、土地利用規制の担当部局間で連携体制を構築しておくことが重要であるが、連携体制の構築に苦慮している状況もみられたことから、関係部局間の連携がより一層進捗するように、国として、盛土規制法担当部局だけでなく、その他土地利用規制の担当部局への働き掛けも有効であると考えられる。

(4) 「イ 不法・危険盛土等の発見後の対応」について

不法・危険盛土等の発見後の対応においては、違法性・危険性の疑いがある盛土等の発見後、現地確認等を踏まえ、「危険性あり」と判断され、関係法令担当部局等と連携するなどして行政指導を実施しているものの、長期間是正されない状況が一定数みられた。また、危険性を伴う盛土等の場合、盛土等に起因する災害を防止するため、盛土規制法に基づく行政処分を見据えた早期是正が求められるが、都道府県等の中には、行政指導を繰り返し実施しているものの、行政指導から行政処分への移行手続の検討や、その判断に苦慮している例がみられた。

危険盛土等に対する行政指導のルール（指導の回数や期間の上限等）は、個々の盛土等の状況や地域の実情を踏まえ、現場において適切に判断すべきものと考えられるが、都道府県等における取組実態や課題を踏まえると、不法・危険盛土等の監視・発見の取組と同様に、発見後の対応についても、都道府県等における多様な取組事例の収集・共有が有効であると考えられる。

(ウ) 「ウ 「盛土総点検」後の対応状況」について

課題盛土については、盛土総点検において、土地利用規制の関係法令等に基づき「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」として抽出されたものであることから、盛土規制法の施行前から関係法令に基づく行政上の措置等の対応が行われてきている状況が多くみられたが、盛土規制法が施行され、都道府県等における運用開始後は、その大部分が盛土規制法に基づく既存盛土等調査の対象とされており、盛土規制法担当部局においても、順次、応急対策の必要性判断や優先度評価等の災害リスクの把握が行われている、又は今後行われる予定とされている。

他方、不法・危険盛土等ガイドラインによると、不法・危険盛土等については、発見後の対応として、盛土規制法担当部局において、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から「災害発生のおそれ」を判断し、「災害発生のおそれ」があると認められる場合は、関係法令担当部局とも連携した上で、盛土規制法に基づく改善命令等を実施することにより、早期是正に向けた対応が求められている。また、関係法令により対応が必要な場合、関係法令担当部局間において、当該事案に関する連絡会議を開催し、不法・危険盛土等の情報や、各法令担当部局の対応状況・対応方針等を共有することで、緊密に連携して対応することが重要とされている。

この点、課題盛土については、長年放置されていたことによる緑化・森林化により地盤が安定しているなど、比較的災害リスクが低いと想定される状況もみられたが、盛土総点検時に、土砂災害警戒区域等において「必要な災害防止措置が確認できなかった」として報告されていることから、一定の災害リスクを有している可能性があるため、盛土規制法担当部局においては、不法・危険盛土等と同様に、早期是正に向けた対応が求められる。その際、課題盛土への対応は、これまで、主に関係法令担当部局が行ってきていることを踏まえると、課題盛土の情報や関係法令担当部局における対応状況・対応方針等を把握し、緊密に連携して対応することが求められる。

今回の調査では、土地利用規制の関係法令担当部局及び盛土規制法担当部局に対し、課題盛土への対応状況等を確認したが、「是正措置未了」となっている課題盛土の中には、盛土行為者等に是正能力がない、又は盛土行為者等が行方不明となっているなど、盛土行為者等が自ら課題を解消することが困難であると考えられる状況がみられた。一方で、盛土規制法担当部局において、課題盛土の情報や、課題盛土に対する関係法令担当部局の対応状況等を把握していない状況もみられたことから、盛土規制法担当部局においては、少なくとも、市町村も含めた関係法令担当部局から課題盛土の情報等を把握し、災害リスクに応じて、盛土規制法に基づく早期是正に向けた対応の検討を行うことが必要であると考えられる。

また、課題盛土の情報等を把握した上で、災害リスクが低いと判断された課題盛土については、盛土規制法担当部局において、現在実施している既存盛土等調査の枠組みの中で、優先度評価が実施され、優先度ランクに応じて経過観察等の取組が実施されていくものと想定されるが、今回の調査では、課題盛土に対し、関係法令担当部局が定期的・継続的に現地確認等を実施している状況もみられたことから、経過観察等の実施に当たっては、盛土規制法担当部局と関係法令担当部局が連携し、効率的かつ効果的に実施していくことが望ましい。

なお、盛土総点検により課題盛土として抽出される以前から、関係法令担当部局において、継続的に行政指導や定期的な現地確認等を実施してきている例もあることから、課題盛土に限らず、その他の既存盛土等においても、関係法令担当部局において、盛土規制法施行後も引き続き、行政指導や現地確認等を実施していることも考えられる。今回の調査では、既存盛土等に対する経過観察について、効率的かつ効果的な実施に向けた意見・要望が多数あったことを踏まえると、盛土規制法担当部局においては、関係法令担当部局との間で、許可・届出等の情報だけでなく、既存盛土等への対応状況等も含め、緊密に情報連携した上で、効率的かつ効果的に経過観察等を実施していくことが望ましい。

【所見】

国土交通省及び農林水産省は、盛土総点検における課題盛土も含め、不法・危険盛土等に対する安全対策の取組を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県等における不法・危険盛土等の早期発見・早期是正を推進するため、都道府県等に対し、以下の措置を講ずること。
 - i) 不法・危険盛土等の監視・発見、発見後の対応について、都道府県等における多様な取組事例を収集し、当該取組による効果・実績等も含めて共有すること。
 - ii) 不法・危険盛土等は、住民通報や関係部局からの情報提供により発見されることが多い傾向にあることを踏まえ、都道府県等の盛土規制法担当部局、関係法令担当部局及び管内市町村がそれぞれ連携・協力することの必要性や、それぞれに期待される役割等について、改めて周知すること。
- ② 盛土総点検における課題盛土の早期是正や効率的かつ効果的な経過観察等の実施を推進するため、都道府県等に対し、以下の措置を講ずること。
 - i) 管内市町村も含め、関係法令担当部局から、課題盛土の情報やこれまでの対応状況、今後の対応方針等の情報を把握した上で、盛土規制法に基づく早期是正に向けた対応の必要性の検討を行うよう促すこと。
 - ii) 既存盛土等に対して行政指導や現地確認等の対応を行っている関係法令担当部局と連携し、既存盛土等調査における経過観察等の取組を効率的かつ効果的に実施するよう促すこと。

2 盛土等工事に対する許可・届出への対応状況

(1) 許可工事への対応状況

ア 許可申請に対する対応状況

【制度の概要】

盛土規制法に基づく規制区域内において、一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要⁴⁸とされている（第12条第1項、第15条第2項、第27条第1項、第30条第1項及び第34条第2項）（資料2-(1)-①）。

また、盛土規制法の施行における留意事項をまとめた技術的助言では、盛土等に関する工事の許可に係る事務の処理期間について、宅地造成及び特定盛土等においては、原則として申請のあった日から30日以内、土石の堆積においては、原則として申請のあった日から14日以内とされており、これを踏まえ、都道府県等において、適切な標準処理期間の設定⁴⁹を行うこととされている。

【調査結果】

実地調査の対象とした34都道府県等（14県20市）のうち、調査時点で盛土規制法の運用を開始している33都道府県等（13県20市）のほか、当該13県から盛土規制法に基づく許可・届出に係る事務・権限が移譲されている3市の計36地方公共団体（13県23市）について、許可手続の処理期間を確認したところ、標準処理期間を設定している33地方公共団体（13県20市）のうち、6地方公共団体（2県4市）における計21件で標準処理期間を超過して処理が行われている手続がみられた。このうち、最も標準処理期間を超過している手続について、当該6地方公共団体（2県4市）に対し、その理由を聴取したところ、全てが「申請者による書類不備に伴う対応待ちによるもの」であり、その一因として、盛土規制法への対応に伴う申請者側の混乱や、許可申請に伴う提出書類の多さによるものとの意見があった。

また、36地方公共団体（13県23市）に対して、許可手続を進める上で苦慮している点や工夫している点を聴取したところ、上記6地方公共団体（2県4市）以外からも、申請者との間で、多大な提出書類の確認を行う負担が大きいとの意見があったほか、許可工事における技術的基準や提出書類の運用について、都道府県等の裁量に委ねられている部分が多いことから、許可に係る判断や、都道府県等間の運用の違いから生じる申請者への説明に時間を要しているとするものがあり、その改善方策として、他の都道府県等における運用状況や効率的な運用に資する情報の共有を求める意見・要望があった⁵⁰（表2-(1)-①）。

⁴⁸ 許可又は届出を要する盛土等工事について、以下「許可工事」又は「届出工事」という。

⁴⁹ 行政手続法（平成5年法律第88号）第6条では、標準処理期間の設定は努力義務とされている。

⁵⁰ その他、本調査において得られた国に対する許可手続に係る意見・要望については、資料2-(1)-②及び③に整理した。

表 2-(1)-① 他の都道府県等における運用事例等の共有を求める主な意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	<p>許可手続における提出書類及びその確認資料のうち、特に資力・信用を確認するための書類は都道府県等の裁量に委ねられている部分があり、都道府県等ごとに運用が異なっている。このような中、近隣の都道府県等にも同様に許可手続を行う申請者から、その差異について理解が得られないケースがあり、その説明に時間を要するなど、審査事務の負担となっている。</p> <p>少なくとも、近隣の都道府県等における運用方法・考え方の共有が図られれば、効率化の余地があるのではないかと。(市)</p>
2	<p>許可手続において、申請者との間で、多大な添付資料の確認事務が負担となっているが、同一事業者が何度も許可申請を行うケースや、他部局に同一の資料を提出している場合は添付不要にするなど、運用改善の余地があればその方法を教えてほしい。例えば、指名登録業者であれば、契約部局に対して提出済みの資料は、改めて提出を求めないことなどが考えられる。(市)</p>
3	<p>許可手続において、例えば、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条第1号に規定されている「高さが1メートルを超える崖」の「高さ」に元地盤を含むか否かの解釈など、都道府県等の裁量に委ねられている部分が多く、その適用に際して地方整備局等に照会しても、「都道府県等による」として、一般論による回答にとどまってしまうケースが多いため、判断に時間を要してしまう。定期的に、都道府県等の中で具体的な運用状況を共有できる場を提供してほしい。(市)</p>
4	<p>盛土規制法で求める技術的基準を補足する「盛土等防災マニュアル⁵¹」及び「盛土等防災マニュアルの解説⁵²」の技術的基準は、一般化されていない複雑な内容であるが、十分な説明がなく、かつ「望ましい」など推奨される旨の表記になっている。盛土規制法担当部局は、事業者に対し、これらマニュアル等を基に指導を行っているが、これらマニュアル等には十分な説明が記載されていない上、推奨される旨の表記にとどまっており、事業者にどの程度まで遵守させるべきか分からないため、説明に苦慮する場面がある。盛土等の安全確保のために必要な技術的基準であれば、具体的な指導ができる一般化された内容かつ義務的な表記にしてほしい。(市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

他方、審査業務の効率化のため、都道府県等の裁量の中で、工夫した取組を行っている状況もみられた（事例2-(1)-①）。

⁵¹ 盛土規制法の施行における留意事項をまとめた技術的助言の添付資料のうちの一つ

⁵² 令和5年11月に(株)ぎょうせいが発刊した冊子。国土交通省都市局都市安全課が構成員として含まれている盛土等防災研究会が編集している。

事例 2-(1)-① 審査業務の効率化に向けて、工夫している取組の例

No.	事例の概要
1	典型的な構造の擁壁であれば、申請者において擁壁の構造計算に標準型を使うことができ、その場合は計算書の提出を不要としている。(市)
2	審査の難易度が高い事案等においては、専門機関等から技術的な面や審査の手法等に関して適切な助言等が必要な場合もあることから、一般社団法人地盤品質判定士会と協定を締結して、必要な事案においては、事前相談を行ったり、審査の段階で助言を受けられたりするようにしている。(市)

(注) 当省の調査結果による。

イ 「みなし許可」事案への対応状況

【制度の概要】

盛土規制法に基づき指定する規制区域内で行われる宅地造成又は特定盛土等について、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可⁵³を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなす（以下「みなし許可」という。）こととされている（第15条第2項及び第34条第2項）。

他方、都市計画法では、同法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が同法に規定する基準に適合しており、かつ、その申請手続が、同法又は同法に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならないとされている。また、当該基準の1つとして、「地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域⁵⁴内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること」とされており、この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が盛土規制法に基づき指定する規制区域内の土地である場合、開発行為に関する工事⁵⁵の計画が盛土規制法に基づく技術的基準（第13条又は第31条）に適合している必要があるとされている（都市計画法第33条第1項第7号）。

【調査結果】

盛土規制法に基づき指定する規制区域内で行われる宅地造成又は特定盛土等について、都市計画法に基づく開発行為の許可申請があった場合、都道府県等の都市計画法担当部局、又は都道府県から同法第29条第1項又は第2項に係る事務・権限の移譲を受けた市の都市計画法担当部局は、同法に基づく開発許可の手続において、盛土規制法の許可対象への該当有無及び盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無の審査を行う必要がある。

今回、実地調査の対象とした15市（指定都市・中核市を除く。）について、盛土規制法及び都市計画法に係る事務・権限の移譲状況を確認したところ、このうち、i) 9市については、都道府県から、盛土規制法に基づく許可・届出に係る事務・権限が移譲されていないものの、都市計画法に基づく開発許可に係る事務・権限は移譲されている、ii) 3市については、都市計画法及び盛土規制法に基づく許可・届出の事務・権限の両方が移譲されている、iii) 3市については、都市計画法及び盛土規制法に基づく許可・届出の事務・権限の両方が移譲されていない状況がみられた。

また、上記9市のうち8市⁵⁶においては、都市計画法に基づく開発許可を行うに当たり、都道府県との役割分担の下、盛土規制法の許可対象への該当有無のほか、盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無の審査を行うことが求められていた。当該8市に対し、これら審査業務を担うに当たって、苦慮している点がないか聴取したところ、このうち2市においては、県から十分な技術的支援が得られておらず事務負担が

⁵³ 許可権者は、都道府県等とされている。

⁵⁴ 開発行為をする土地の区域をいう。

⁵⁵ 特定盛土等規制区域においては、許可対象規模の開発行為に関する工事に限る。

⁵⁶ 地方公共団体によっては、条例により、都市計画法に基づく開発許可と盛土規制法に基づく許可における技術的基準を同水準に統一している場合もある。

大きいとして、盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無に係る審査に苦慮している、又は今後の対応に向けて不安を抱えているとする状況がみられた（事例2-(1)-②）。

事例2-(1)-② 「みなし許可」への該当有無の審査に苦慮している例

No.	事例の概要
1	<p>市において、盛土規制法の許可対象への該当有無及び盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無の判断を行い、その審査結果を県に共有することとしている。盛土規制法の許可対象への該当有無の判断自体に難しさは感じていないが、技術的基準への適合有無の審査については、県から簡易的なチェックポイントとして、盛土規制法と都市計画法が求める技術的基準の根拠条文の比較表が示されているのみであり、審査を行うに当たり、情報提供が不足していると感じている。</p> <p>県においては、盛土規制法の運用開始に当たり、一度、市町村連絡会議が開催されたのみである。盛土規制法に基づく許可権限を有していない市の立場では、技術的な観点から不安もあるが、研修等を受講する機会もなく、習熟度が足りていないため、大きな事務負担になっている。（市）</p>
2	<p>令和7年4月から、都市計画法の開発許可事務の権限が市に移譲されることになった一方、同年5月から運用開始された盛土規制法の執行権限は県が有することになったところ、県との役割分担として、盛土規制法の許可対象に該当する場合は、市町村において、盛土規制法の技術的基準への適合有無について審査を行うこととなっており、慣れない業務に苦慮している。</p> <p>県からは、説明会の開催や許可事務等マニュアルの提供など一定の支援を受けているものの、それだけでは審査事務に不安を感じることから、許可審査に関する研修の開催や審査に使用できるチェックリストの提供など、より手厚い支援を行ってほしい。（市）</p>

（注）当省の調査結果による。

一方、都道府県の中には、都市計画法に基づく開発許可の事務を移譲している市町村に対し「盛土規制法に基づく審査事務マニュアル」を示すとともに、当該市町村で構成される協議会を通じて必要な支援を行うことにより、市町村が負担なく取り組んでいる状況のほか、盛土規制法に基づく許可・届出の事務・権限も移譲している市町村に対しては、ワーキンググループを通じて制度理解の増進を図るなど、市町村における審査能力の向上に努めている状況がみられた（事例2-(1)-③）。

事例2-(1)-③ 市町村に対し、審査事務に必要な知見を習得するための機会を提供している例

No.	事例の概要
1	<p>盛土規制法と都市計画法では、技術的基準に差異が生じることから、県では、事務権限の移譲等により、都市計画法に基づく開発許可を行う市町村に対し、県が策定している「盛土規制法に係る審査事務マニュアル」を示すとともに、必要に応じ、当該市町村で構成される協議会を通じ、技術的な助言を行うなど必要な支援を行っている。</p>

	<p>市町村としては、「みなし許可」に該当する事案は、都市計画法に基づく一般的な開発許可より審査項目が多く、また、運用開始当初は、県が策定しているマニュアルを理解する必要はあったものの、これまでのところ、特に負担を感じることなく対応できている。(県・市)</p>
2	<p>盛土規制法の運用開始に伴い、県から、盛土規制法に係る許可・届出の事務権限が移譲されているが、旧宅地造成等規制法に基づく審査事務の知見の蓄積があるほか、盛土規制法の運用開始前から、県主催のワーキンググループに参加してきたことから、制度理解は進んでおり、問題なく事務手続を行うことができている。(県・市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

ウ 今後に向けた取組について

【まとめ】

(ア) 「ア 許可申請に対する対応状況」について

盛土規制法の運用開始による規制区域の大幅な拡大等に伴い、都道府県等において、許可・届出手続に係る事務が大幅に増加している中で、今回、調査を実施した地方公共団体からは、許可手続に係る多大な提出書類の確認や、都道府県等の中で運用方法が異なることによる負担についての意見があり、一部の地方公共団体においては、手続に要する期間の長期化につながっている状況もみられた。また、その改善方策として、他の都道府県等における運用状況や効率的な運用に資する情報の共有を求める意見・要望があった。

今後、全国的に、許可・届出手続に係る運用方法等の蓄積が見込まれる中で、国は、都道府県等における許可手続に係る事務の負担軽減や手続の効率化を推進するため、例えば、都道府県等から申請者に求める提出書類の内容など、都道府県等における多様な運用事例を収集し、都道府県等の中で共有することが有効であると考えられる。

(イ) 「イ 「みなし許可」 事案への対応状況」について

多くの市町村において、都道府県から、都市計画法に基づく開発許可に係る事務・権限が移譲されている状況がみられるが、盛土規制法の施行後においては、都市計画法に基づく開発許可に係る事務手続の中で、盛土規制法の許可対象への該当有無や、盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無の審査を行うこととされたことから、盛土規制法の実施主体ではない市町村⁵⁷においても、盛土規制法に関する一定の知見が必要とされることとなった。

今回、調査を実施した市町村のうち、都道府県から都市計画法に基づく開発許可に係る事務・権限が移譲されている市町村の中には、都道府県から、盛土規制法に関する十分な技術的支援が得られておらず事務負担が大きいとして、盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無に係る審査に苦慮している、又は今後の対応に向けて不安を抱えている状況がみられた。これら市町村において、円滑に「みなし許可」に係る事務が遂行されるためには、当該事務を移譲する都道府県から、審査事務に必要な盛土規制法に関する知見を習得する機会の提供など、一定の支援を行うことが求められる。

【所見】

国土交通省及び農林水産省は、盛土規制法に基づく許可手続の円滑な実施を推進するため、都道府県等に対し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 許可手続を効率的に進める観点から、都道府県等から申請者に求める提出書類の内容など、都道府県等における多様な取組事例を収集し、共有すること。

⁵⁷ 都道府県から、盛土規制法に基づく許可・届出の事務・権限が移譲されている市町村は除く。

- ② 都道府県に対し、都市計画法に基づく開発許可の事務・権限を有する市町村における審査事務の円滑な遂行に向けて、審査事務に必要な盛土規制法に関する知見の習得を目的とした支援を行うよう促すこと。

(2) 届出工事への対応状況

【制度の概要】

特定盛土等規制区域内において、一定規模以下の盛土等工事を行う工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、都道府県等に対し、盛土規制法に基づく届出が必要とされている（第27条第1項）（資料2-(1)-①）。

また、盛土規制法に基づく規制区域を指定する際、当該規制区域内において、既に行われている盛土等⁵⁸工事の工事主についても、その指定があった日から21日以内に、都道府県等に対し、届出が必要とされている（第21条第1項及び第40条第1項）。

届出工事について、法令上、都道府県等に対し、工事中又は工事完了後の確認を行うことは求められていない⁵⁹が、不法・危険盛土等ガイドラインでは、許可・届出がなされた盛土等についても、定期的なパトロールにより、許可・届出に反する行為が行われていないか監視することが重要であるとされている。

また、技術的助言においても、許可制度を適切に運用するため、盛土規制法に基づく規制区域の指定時に行われている盛土等工事の計画を的確に把握し、その安全性を確保することは重要であるとされている。

【調査結果】

実地調査の対象とした34都道府県等（14県20市）のうち、調査時点で盛土規制法の運用を開始している33都道府県等（13県20市）のほか、当該都道府県等から盛土規制法に基づく許可・届出に関する事務の権限が移譲されている3市の計36地方公共団体（13県23市）について、届出の受理後、届出内容に反する行為が行われていないかの確認（以下「事後確認」という。）の実施状況を確認したところ、9地方公共団体（6県3市）において、届出があった施工場所をパトロールにより確認するなどして、施工状況を把握・確認することとしている状況⁶⁰がみられた。また、このうち4地方公共団体（3県1市）においては、届出受理後の施工状況を把握・確認した結果、危険な状況となっている、又は届出内容と現況に差異が生じていることが判明し、早急な是正や是正に向けた対応を行っている状況がみられた（事例2-(2)-①）。

⁵⁸ 盛土規制法第12条第1項の許可を要する規模の盛土等

⁵⁹ 一方、許可工事においては、盛土規制法に基づく規制区域内において、盛土等工事の許可（盛土規制法第12条第1項の許可を受けた工事の場合、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第23条で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、①3月ごとに、工事の実施状況、工事が施工される土地の所在地等を都道府県知事に報告（以下「定期報告」という。）しなければならない、②盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程に係る工事を終えたときは、その都度、4日以内に都道府県知事の検査（以下「中間検査」という。）を申請しなければならない、③当該許可に係る工事を完了したときは、公示が完了してから4日以内に、その工事が盛土規制法第13条第1項の規定（技術的基準）に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査（以下「完了検査」という。）を申請しなければならないとされている。

⁶⁰ 都市計画法第36条に基づき実施する工事完了の検査など、他法令において、事後的に確認することとされている場合は除く。

事例 2-(2)-① 届出受理後の施工状況を確認し、届出内容との差異を確認した例

No.	事例の概要
1	<p>不法・危険盛土等や既存盛土等を対象にパトロールを実施していたところ、盛土規制法に基づく届出済みの盛土について、排水設備及びのり面保護工が未施工で、土砂が流出するおそれのある危険な状態で発見された。当該盛土は、近隣で使用する土砂の一時保管場所として利用され、特段の措置をせずに土砂の堆積が行われており、土砂が流出した場合の流出先には、家屋・倉庫が存在している状況にあったことから、市と連携し、盛土行為者に対し、応急対策として盛土をブルーシートで保護するほか、排水設備を設置するように口頭指導を行ったが、是正されないことから、応急対策の実施について勧告を行った。（県）</p>
2	<p>県の出先事務所において、定期的パトロールを実施することとしているが、不法・危険盛土等の発見だけでなく、許可・届出済みの盛土等についても、随時パトロール対象として追加し、異変があれば出先事務所に対応することとしている。出先事務所に対応に苦慮する場合は、適宜本庁と相談しながら対応することとしている。</p> <p>その結果、パトロールにおいて、届出内容で把握している盛土の規模より拡大している状況が確認されたことから、工事主に対して、改めて許可申請をするよう指導し、適切な安全確保につなげることができた。（県）</p>
3	<p>届出内容を確認していたところ、届出内容と現況に差異が生じている事案を確認したため、その時点で盛土規制法に基づく届出が行われていた全 225 か所について、関係法令担当部局と連携⁶¹し、届出内容と現況（面積・高さ等）の整合状況を確認した結果、7か所の盛土において差異が生じていたことが判明したことから、当該届出者に対し、届出内容の修正を依頼している。</p> <p>なお、工事関係者からの問合せ対応をしていると、「届出をしておけば問題ない」と、届出行為自体に重きがおかれているため、届出内容と工事内容の整合性や、盛土等の安全対策に対する認識が甘くなっているのではないかと感じている。（県）</p>
4	<p>他部局から、届出範囲を超えて工事が進んでいる可能性がある盛土に関する情報提供があり、現地確認を行ったところ、届出内容を超える範囲で施工されていることを確認したため、盛土行為者に対し、安全のために工事を一時中断するよう指導した上で、改めて盛土規制法の許可申請を行うよう促し、その後、適切に許可申請が行われた。（市）</p>

(注) 当省の調査結果による。

一方、届出工事について、安全性を確認するために、事後確認の必要性は認識しているものの、どこまで詳細に確認すべきか分からないなどとして、実施の検討にとどまっている状況がみられた（事例 2-(2)-②）。

⁶¹ 当該県においては、本庁関係法令担当部局（3部4課）及び関係地域機関との間で「盛土対策チーム」を設置し、盛土規制法事務を担当する職員（約170人）全てに「盛土対策チーム」としての兼務を掛けており、事案に応じて、臨機応変に対応することが可能となっている。

事例 2-(2)-② 届出工事の事後確認について、実施の検討にとどまっている主な例

No.	事例の概要
1	市の既存盛土等調査において経過観察の対象にならなかったものに対して、施工状況を確認する必要性は感じているものの、届出工事は、提出される書類が限られるため、届出内容と現況に相違がないかをどこまで詳細に確認すべきかどうか分からず、具体的な実施方法について想定できていない。(市)
2	届出工事のうち、3割程度は、都市計画法に基づく開発許可を行っているため、同法の完了検査で事後確認が可能であるが、残りの7割程度は、事後確認が担保されていないため、盛土規制法担当部局において、届出の情報では詳細に確認できない場合も考えられることから、施工状況を確認しておく必要性は感じている。 しかしながら、県内全域を規制区域として指定しているため、範囲が広く、手数料の発生しない多数の届出工事を全て確認することは難しいと感じており、具体的な実施方法について検討しているところである。(県)
3	許可工事と異なり、届出工事は、施工中又は施行後の確認を求められていないことや、届出件数が多く、体制上、全ての対象盛土を確認することは困難であることから、実施は難しいのではないかと考えている。(県)

(注) 当省の調査結果による。

この点、届出工事の事後確認を行っている9地方公共団体(6県3市)の中には、全ての届出工事の確認は困難であるが、事後確認が必要と考える工事を重点的に確認している、又は法令で定められた届出書類のみでは、工事内容の正確な把握が難しいことから、盛土行為者に対し、任意で追加書類の提出を求めているなど、独自の運用を行っている状況もみられた(事例2-(2)-③)。

事例 2-(2)-③ 届出工事の事後確認について、独自の運用を行っている例

No.	事例の概要
1	届出工事のうち、事業者が細かいところまで確認できていないおそれがある大規模な工事や、山中など人目に触れない工事、経験則から将来的に危険盛土等になり得る工事について、月1回、重点的にパトロールを行い、確認することとしている。その際、市盛土等条例に基づく許可を受けている工事が多いことから、盛土等条例担当部局から許可情報の共有を受けている。(市)
2	届出を受理した後、届出内容以上に盛土を行うケースがあり得ることから、定期的にパトロールを行うことが効果的と考え、定期的に届出工事に係る現況確認を行うこととしている。 その際、法令で定められた届出書類のみでは工事内容を把握することが難しい場合もあることから、任意で、図面、平面・断面図を追加で提出してもらっている。(県)

(注) 当省の調査結果による。

【まとめ】

今回、調査を実施した地方公共団体の中には、届出受理後の施工状況について確認を行った結果、届出内容と現況が異なる状況が複数確認され、中には危険な状態の盛土が発見された例がみられた一方で、その必要性は認識しているものの、どこまで詳細に確認すべきか分からない、又は届出件数が多く体制上困難であるなど、実施の検討にとどまっている例もみられた。

許可工事については、盛土規制法に基づき、一定規模以上の盛土等工事について、定期報告、中間検査及び完了検査の実施により、施工状況を確認することとされているが、届出工事については、これら確認を求められていない。他方で、調査結果を踏まえると、パトロールや関係法令担当部局との連携・情報共有等の方法により、届出受理後の施工状況を積極的に把握・確認していくことは有効であると考えられる。

また、届出工事は、許可工事と異なり、提出される書類が限られる中で、届出工事の事後確認が必要と考える工事を重点的に確認している、又は届出工事の内容を正確に把握する観点から、盛土行為者に対し、任意で追加書類の提出を求めているなど、現場の実態を踏まえ、独自の運用により取り組んでいる例もみられたことから、都道府県等における多様な取組事例の収集・共有が有効であると考えられ、特に、取組実施による効果や実績等も含め、より具体的な取組事例が参考になるものと考えられる。

【所見】

国土交通省及び農林水産省は、盛土規制法に基づく届出に係る盛土等工事の安全性を確保する観点から、届出受理後の確認方法など、都道府県等における多様な取組事例を収集し、当該取組による効果・実績等も含めて共有すること。

[資料編]

資料 1-(1)-① 既存盛土等の安全対策に係る取組に対する意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	<p>盛土の抽出作業について、地方整備局から、現在県で使用しているデータより古い時代のもので抽出作業を行うよう言われたこともあるが、当県で利用可能な古いデータは、地域によって年代や精度にバラつきがあるため、県内の盛土を網羅的に抽出することができない。(県)</p> <p>国土地理院において古い年代の地図データの整備を進め、提供してほしい。(2県1市)</p>
2	<p>既存盛土等分布調査により把握した既存盛土等について、今後、他法令における許可情報や対応経過等の照合・確認を行い、個別に盛土情報を把握していくことになるが、市庁内の関係法令担当部局ごとにデータの管理状況が異なる上、県の関係法令担当部局との調整も必要になり、大変な作業になることが想定される。(市)</p> <p>※ 当該市が属する県における関係法令担当部局(砂防法)では、盛土の位置情報の照会が県内の市町村からあったとしても、盛土の観点から情報整理していないため、特定することが困難との意見あり。(県)</p>
3	<p>安全対策工事は、原則、土地所有者が実施することとなっている。制度上は、相手方が指導に応じない場合は、ためらうことなく行政代執行を実施することとなっているが、緊急的に行政代執行が必要となった場合、手続面で時間を要する可能性がある。そのような場合に適切に対応することができるよう、事前に国費活用のための手続フローなどを示してほしい。(県)</p>
4	<p>盛土規制法により、土地の所有者等はその土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないとされているものの、「故意に不法・危険盛土等を施工した場合」と「大雨など災害で盛土等が崩壊した場合」で対応を分けてはどうか。例えば、後者の場合は災害復旧工事のように公費で対応するなどしてはどうか。(県)</p>
5	<p>組織体制上、経過観察を実施することが困難になってくる。盛土規制法では、既存盛土等調査は都道府県が実施することになっているが、対象となる盛土等が膨大になれば都道府県だけで対応するのは難しいため、市町村の役割も明確にしてほしい。また、外注(委託)する場合の財政支援の拡大とともに予算措置を願いたい。(県)</p>
6	<p>令和5年度以降、1年に1回の経過観察については、外部の専門業者への委託費用のうち、3分の1は国庫補助(宅地耐震化推進事業)を活用し、残り3分の2は市の予算を充てている。今後は、5年に1回の経過観察についても外部の専門業者に委託したいと考えているが、1年に1回の経過観察のみの場合と比較して、経過観察の対象数の増加に伴い、外部の専門業者への委託費用が更に高額になることが想定されることから、国は、今後も国庫補助を継続・拡大してほしい。(市)</p>
7	<p>不法・危険盛土等ガイドラインでは、不法・危険盛土等の監視・発見の取組として関係団体との連携について紹介されており、一部都道府県等では、パトロールの実施に当たり、運送事業者との協定を締結している状況もみられる。今後、民間団体との協定締結を検討しているが、国と運送会社本社との協定の締結や既に締結した協定の例の紹介など、都道府県等と関係団体が連携しやすい環境を構築してほしい。(市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

資料2-(1)-① 盛土規制法における規制対象行為と必要な手続

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土切土)	-	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	-	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	-	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	-	許可対象すべて	許可対象すべて

(注) 国土交通省作成のパンフレットから引用。なお、各都道府県等の盛土等条例により、規制対象規模が異なる場合がある。

資料 2-(1)-② 盛土規制法に基づく許可手続に対する意見・要望（技術面）

No.	意見・要望の概要
1	<p>許可審査等における国の支援も行われているが、当該申請があるごとに、市でそのための審査事務支援の予算確保が難しい状況があるため、建築確認申請における構造計算適合性判定のような第三者機関による審査制度等の検討もお願いしたい。（市）</p>
2	<p>許可等に係る技術的基準について、高度な専門性を要するため県による審査に多大な時間を要している。</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 34 条、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条の各規定による認定制度等においては、その技術審査において、所管行政庁へ申請書を提出する前に、事前に民間評価機関による評価を受けたものについては、専門高度な判断を含め、所管行政庁による技術審査が簡略化されるなどの運用がなされており、申請者側の利便性の向上等が図られている。盛土規制法においても、同様に外部委託による技術審査や検査等を含めた措置を講じていただきたい。（県）</p>
3	<p>「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」では、溪流等において高さ 15m 超で盛土量 5 万 m³ 超の大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元解析により多角的に検証を行うこと、三次元解析結果について、許可権者は専門家に諮ることが望ましいとされている。</p> <p>また、国から示されている見解では、この三次元解析については、「地質」や「土質及び基礎」の分野について知見を有する専門家に諮ること、国において地盤工学会等とも連携し、適切に都道府県等へ助言を行うこととされており、該当する案件の相談があれば、国に情報提供を行うこととされている。</p> <p>さらに、令和 6 年 6 月に開催された説明会では、許可申請の審査支援に関する取組として、三次元解析等による盛土安全性検討などの高度技術案件に対する審査支援の説明があり、一般社団法人地盤品質判定士会の活用が紹介されている。</p> <p>しかし、この支援を活用するためには、各地方公共団体が個々に当該会と協定を締結し契約する必要があるとあり、事務が繁雑である。また、審査の支援を依頼するためには、相当額の費用を要することとなるが、いつ申請の相談があるか分からない案件に対して地方公共団体において予算措置を行うことや、予算が不足する場合は補正予算で対応する必要があることなど、地方公共団体の負担は大きい。</p> <p>そのため、当該会との契約は国が行い、依頼時に要する費用は国から一括支払っていただくか、又は申請者負担とする制度改正を行ってほしい。（2 県 1 市）</p>
4	<p>「盛土等防災マニュアル」において、「溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。」とあるが、中でも溪流等で 15m を超える盛土については、原則禁止とする旨を明文化する、あるいは、技術基準を更に引き上げ、溪流等で 15m を超える盛土の抑止効果を高めてほしい。</p> <p>また、三次元解析の要否の判断を明確にしてほしい（技術的助言ではなく、技術基準と位置付けてほしい。）。</p> <p>（理由）</p>

- ・ 溪流等で高さ 15mを超える盛土を行う場合、安定計算や、周辺住民に対して説明会の開催を義務付けるなど、事実上盛土ができないよう技術基準を高く設定したと思われるが、実際には溪流等で 15mを超える盛土を計画している事業者が散見されている。
- ・ 高額な三次元解析に難色を示す相談者が大半であり、5万m³を超えることのみで判断してよいものか、一方、二次元解析の方が適当な場合があるとも示されており、要否の判断について明確な根拠を示すことができない。

安定計算の義務付けは安全性を向上させる有効な手段であると思われる一方で審査をする行政庁の負担を大きくしている側面がある（当県では、溪流等で 15mを超える盛土の審査を一般社団法人地盤品質判定士会に業務委託する予定であるが、委託費用も高額である。）。（県）

（注）当省の調査結果による。

資料 2-(1)-③ 盛土規制法に基づく許可手続に対する意見・要望（運用面）

No.	意見・要望の概要
1	住宅等を目的とした宅地造成と山林部における造成とでは、行為の目的も土地利用の方法等も異なるため、一体的な法律で規制していくことを県組織としても困難に感じている。（県）
2	非常災害時の応急措置で手続不要なものは、国・地方公共団体や一部の法人が行う工事に限定されているが、非常災害時は盛土規制法の許可手続時間の確保が困難であることから、許可不要の対象工事を拡大できないか検討してほしい。（県）

（注）当省の調査結果による。